

## 成年後見制度利用支援事業の報酬助成（第1部） 及び東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等の 報酬助成（第2部）に関するアンケート結果

このアンケート結果は、平成24年4月から5月にかけて、東京都の各自治体に対して行ったアンケートについて報酬助成及び区市町村長申立にかかる回答のうち、理由や意見等の自由記載欄を除いた部分を集計したものである

平成 24年11 月1 日

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート東京支部

# 目 次

## 【第1部と第2部の合算】

区市町村全体の報酬助成実施状況	1
-----------------	---

## 【第1部「成年後見制度利用支援事業」(高齢者)】

第1-1報酬助成の実施要綱の定めの有無	2
第1-2報酬助成の要件(1)～(11)	2

## 【第1部「成年後見制度利用支援事業」(障害者)】

第1-1報酬助成の実施要綱の定めの有無	8
第1-2報酬助成の要件(1)～(11)	8

## 【第1部「成年後見制度利用支援事業」(高齢・障害合算)】

第1-3報酬助成の実績	14
第1-4経済的困窮者の成年後見制度利用についての考え	16
第2-1区市町村長申立の件数	17
第2-2区市町村長申立にあたり(1)～(3)	17

## 【第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」

東京都成年後見活用あんしん生活創造事業及び独自の制度に 基づく報酬助成制度の実施状況】	19
------------------------------------------------	----

## 【第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」(行政)】

第1-1報酬助成の根拠となる制度の別	20
第1-2実施要綱の定めの有無	20
第1-3報酬助成の要件(1)～(11)	20

## 【第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」(社協)】

第1-1報酬助成の根拠となる制度の別	26
第1-2実施要綱の定めの有無	26
第1-3報酬助成の要件(1)～(11)	26

## 【第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」 (行政・社協合算)】

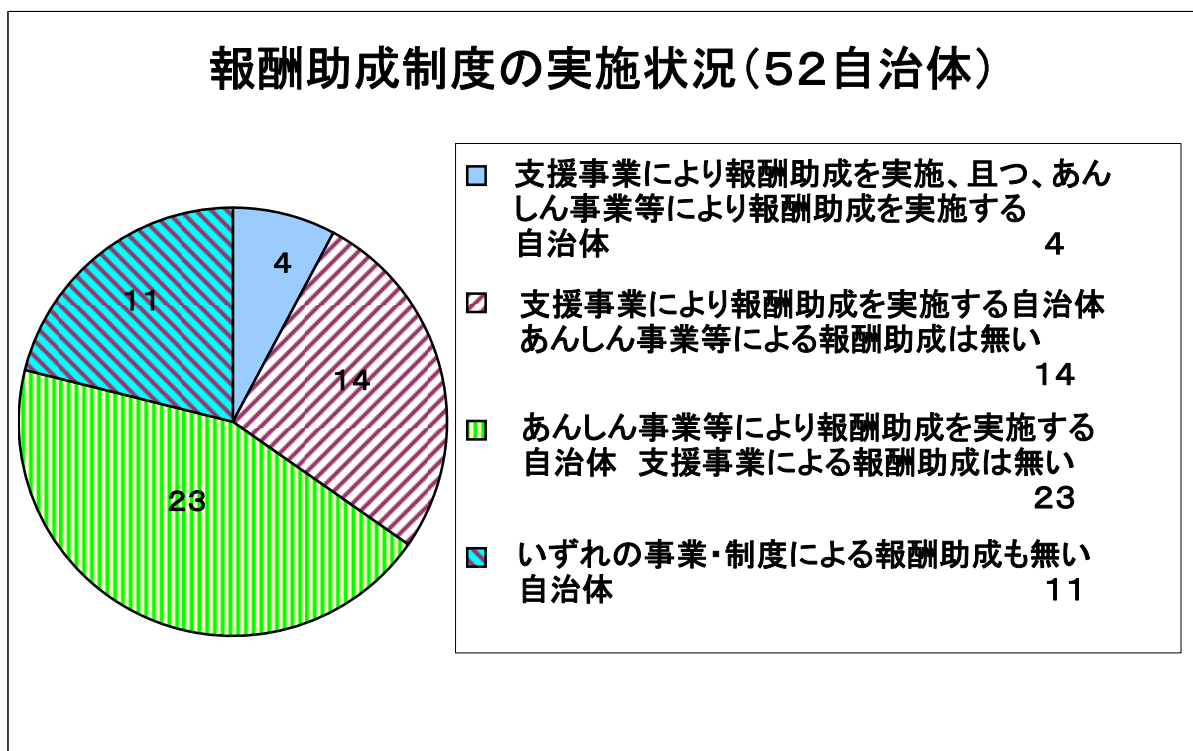
第1-4報酬助成の実績	32
第2-1区市町村長申立の件数	34
第2-2区市町村長申立にあたり(1)～(3)	35

## 【資 料】

第1部アンケート	37
第2部アンケート	42
資料 1	46
資料 2	48

< 第1部と第2部の合算 >

区市町村全体の報酬助成実施状況

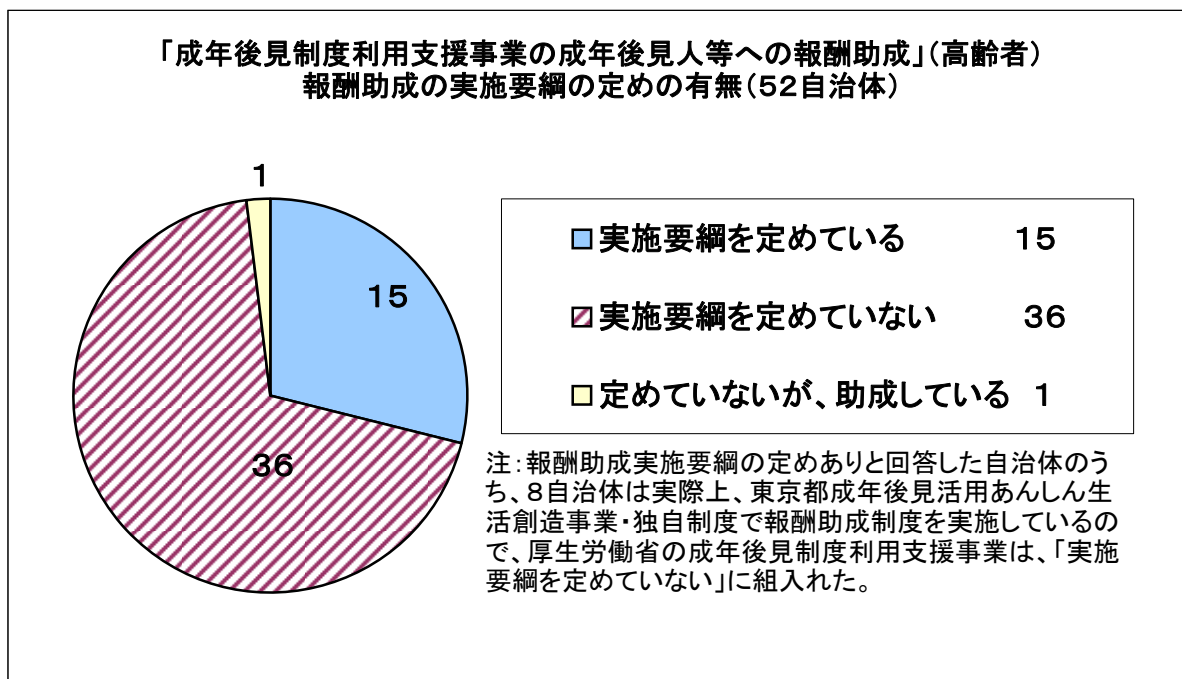


注:上記のグラフで、「支援事業」とは成年後見制度利用支援事業のことを言い、「あんしん事業等」とは東京都成年後見活用あんしん生活創造事業及び自治体独自の報酬助成制度のことを言う。

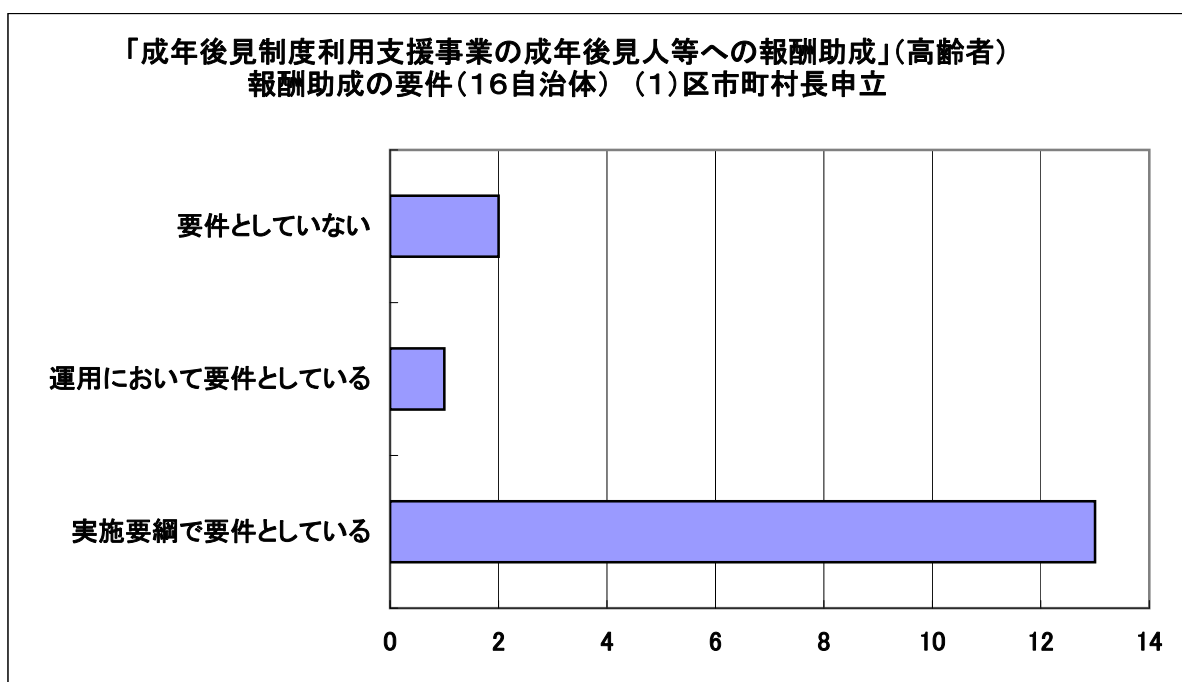
## ＜第1部「成年後見制度利用支援事業」(高齢者)＞

第1部のアンケートは、高齢部署と障害部署等、複数の部署から回答をいただいた自治体があるが、ここでは高齢者に関する回答を集計した。

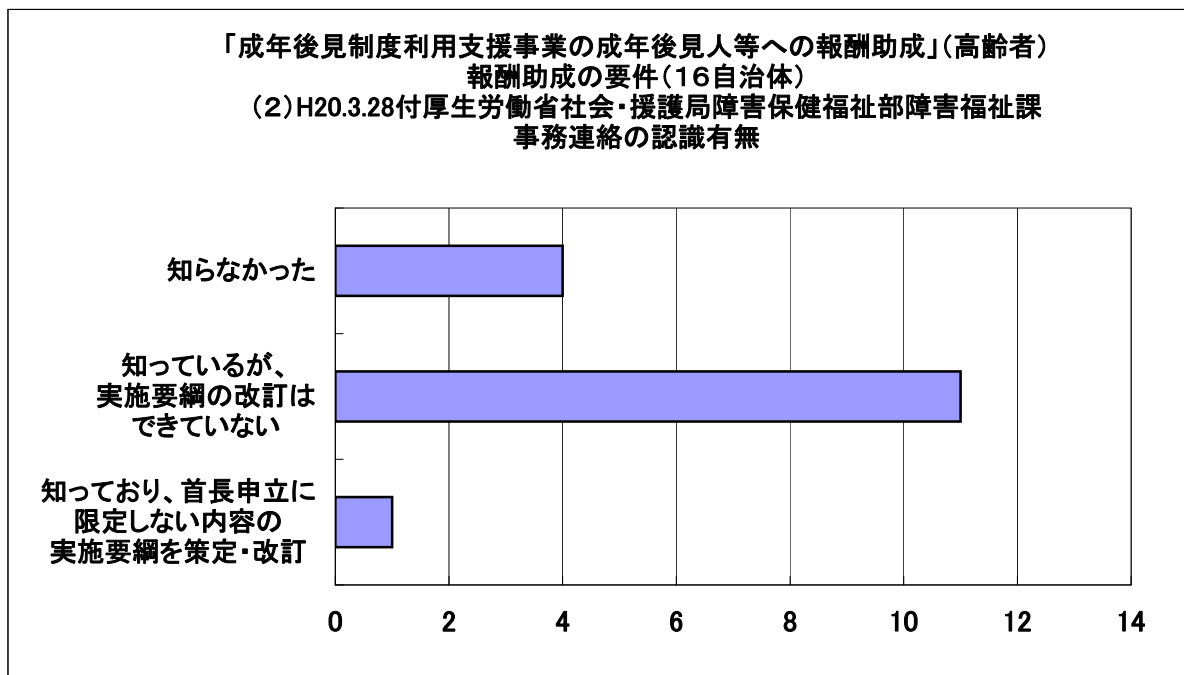
### 第1-1 報酬助成の実施要綱の定めの有無



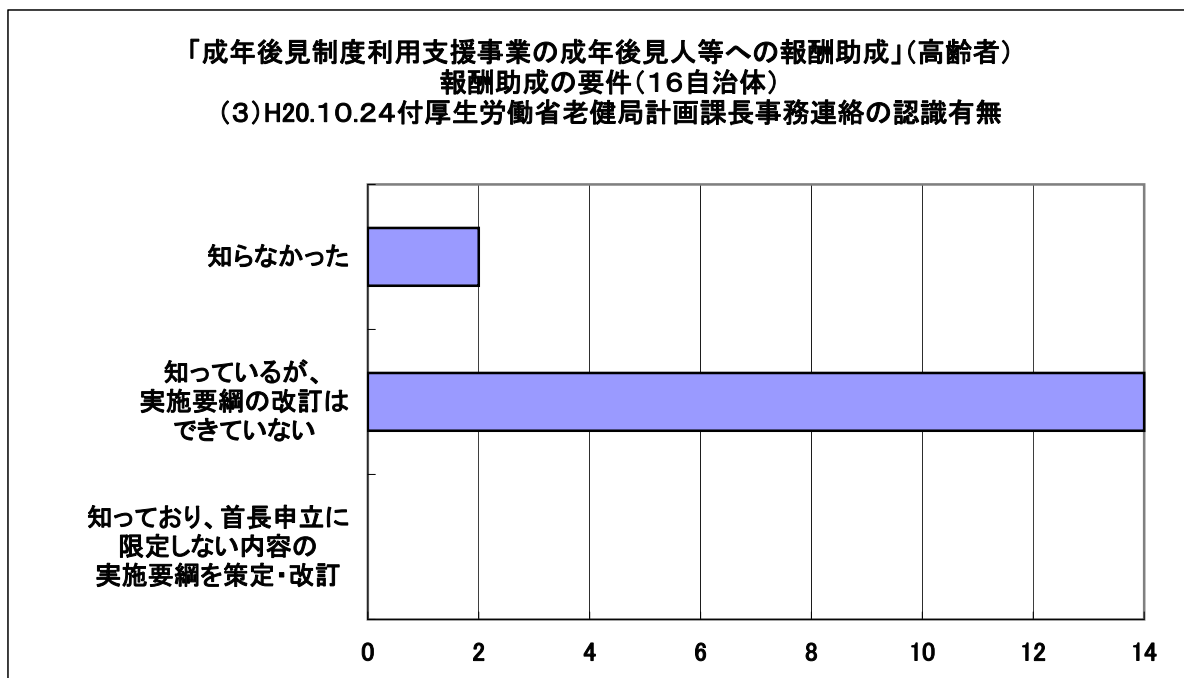
### 第1-2 報酬助成の要件(1)



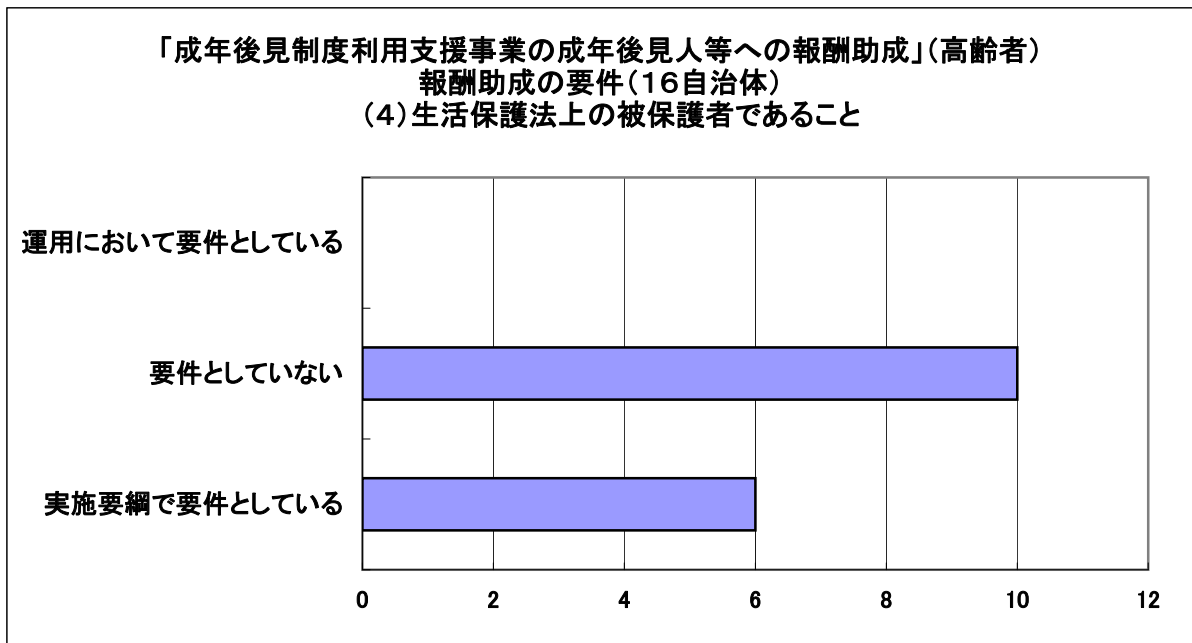
### 第1-2報酬助成の要件(2)



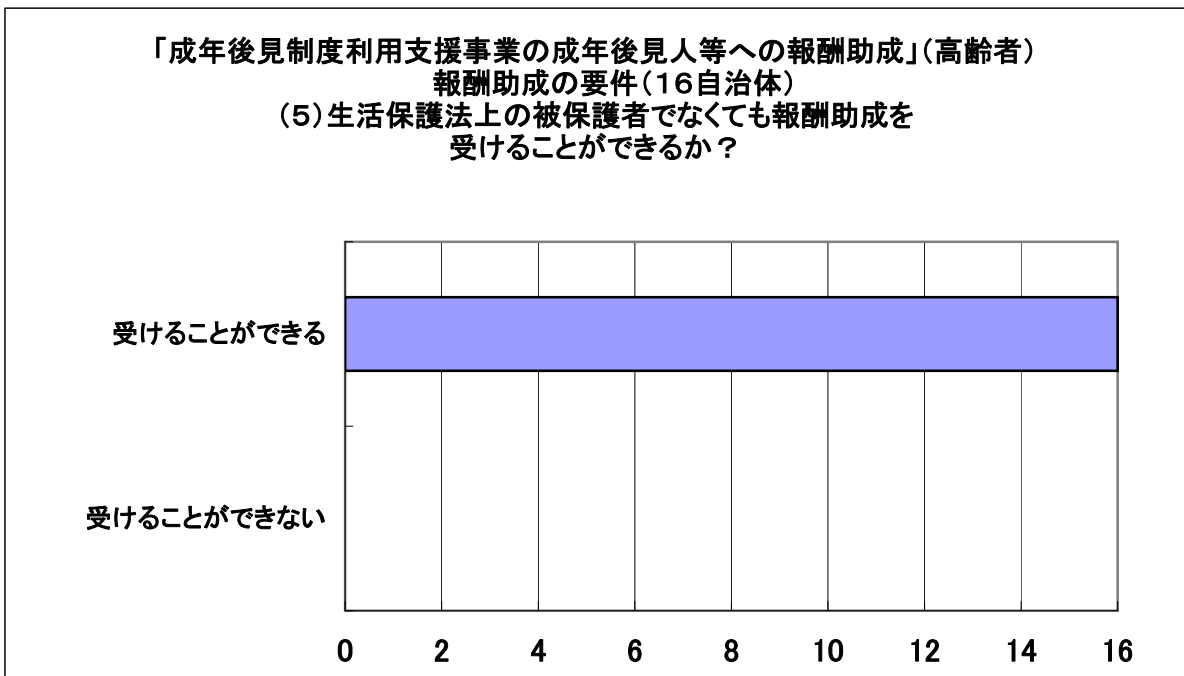
### 第1-2報酬助成の要件(3)



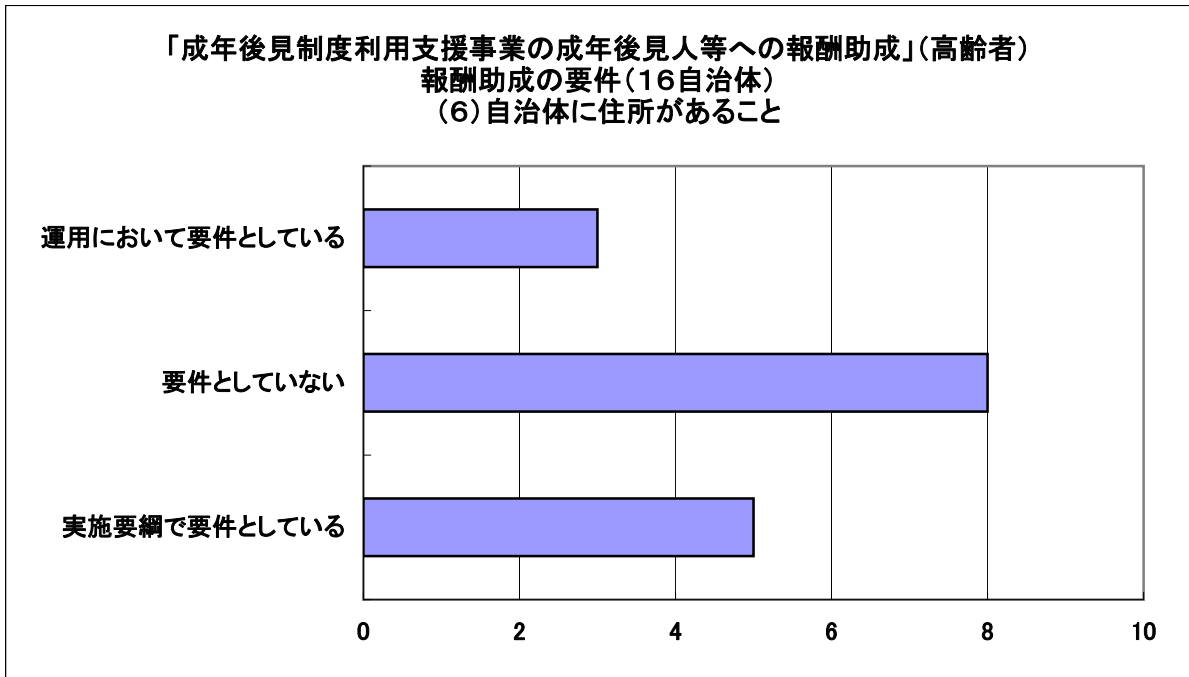
第1-2報酬助成の要件(4)



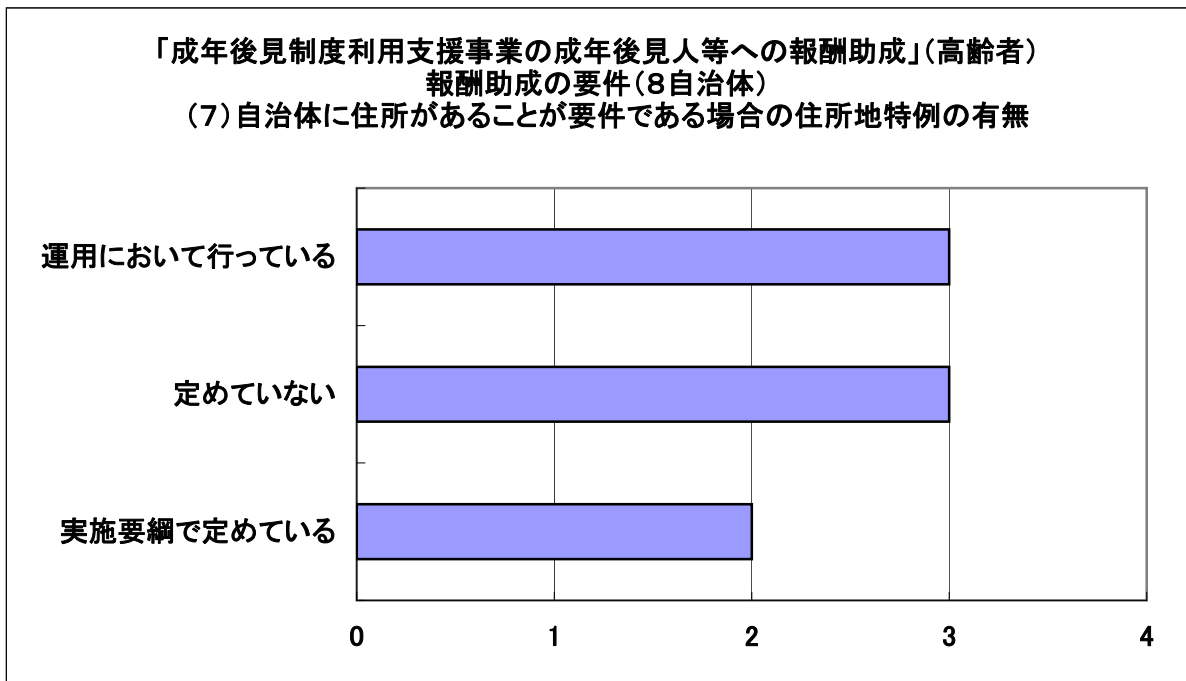
第1-2報酬助成の要件(5)



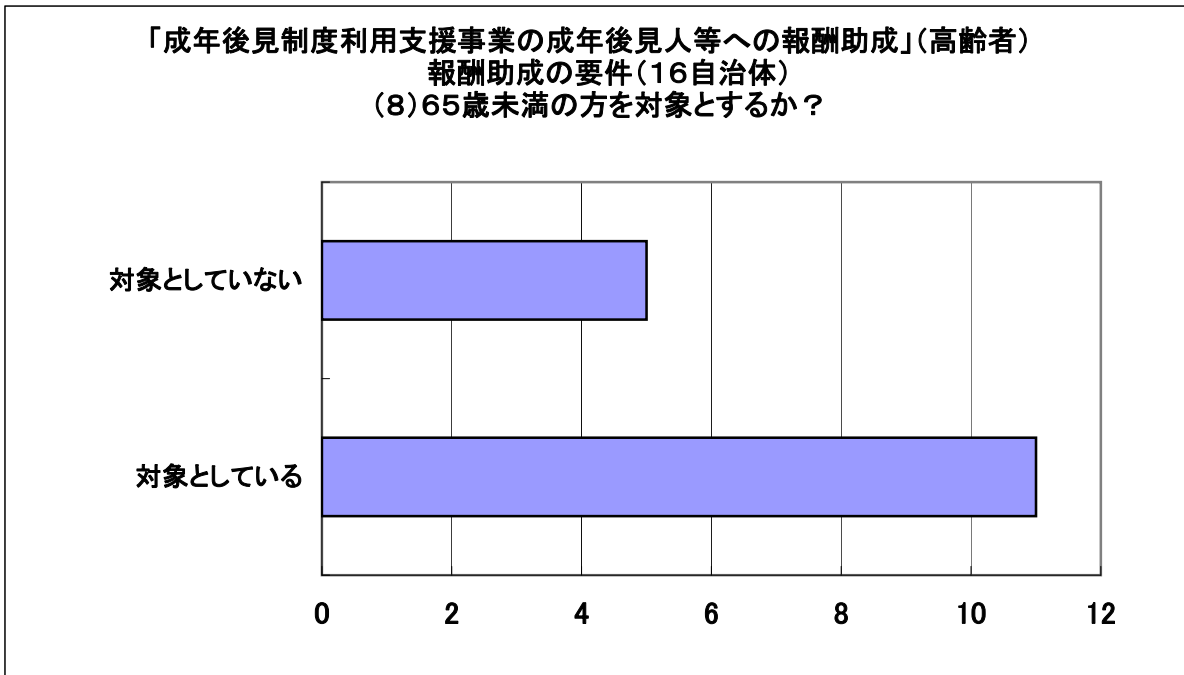
第1－2報酬助成の要件(6)



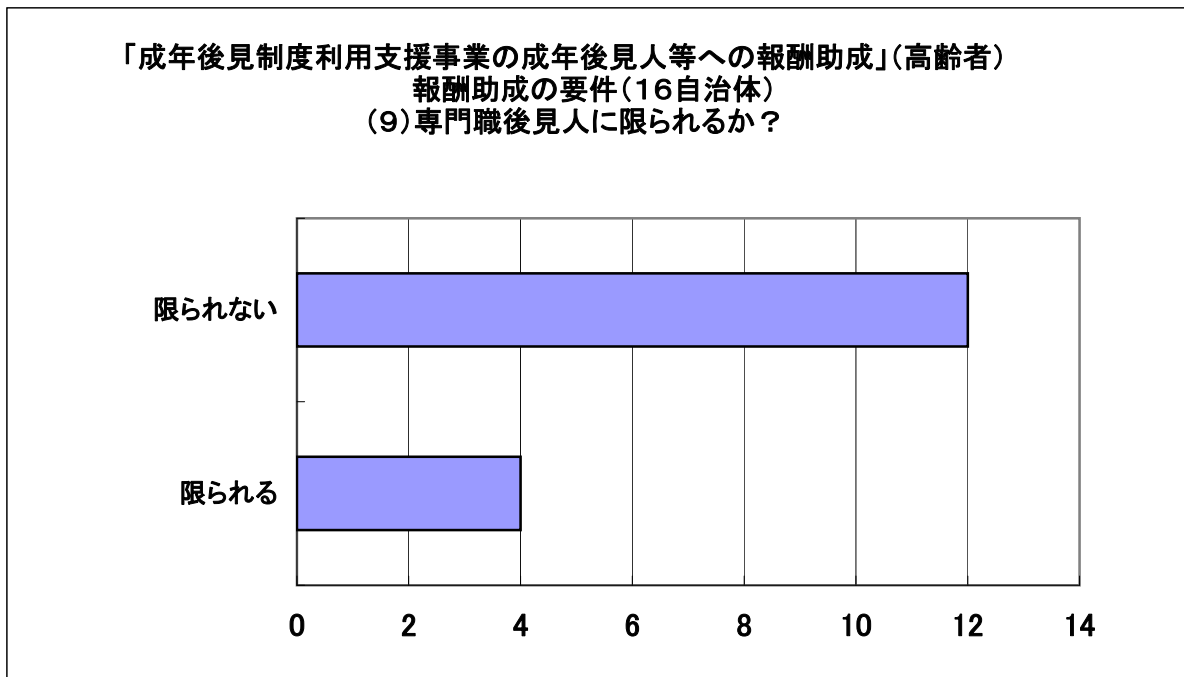
第1－2報酬助成の要件(7)



第1－2報酬助成の要件(8)

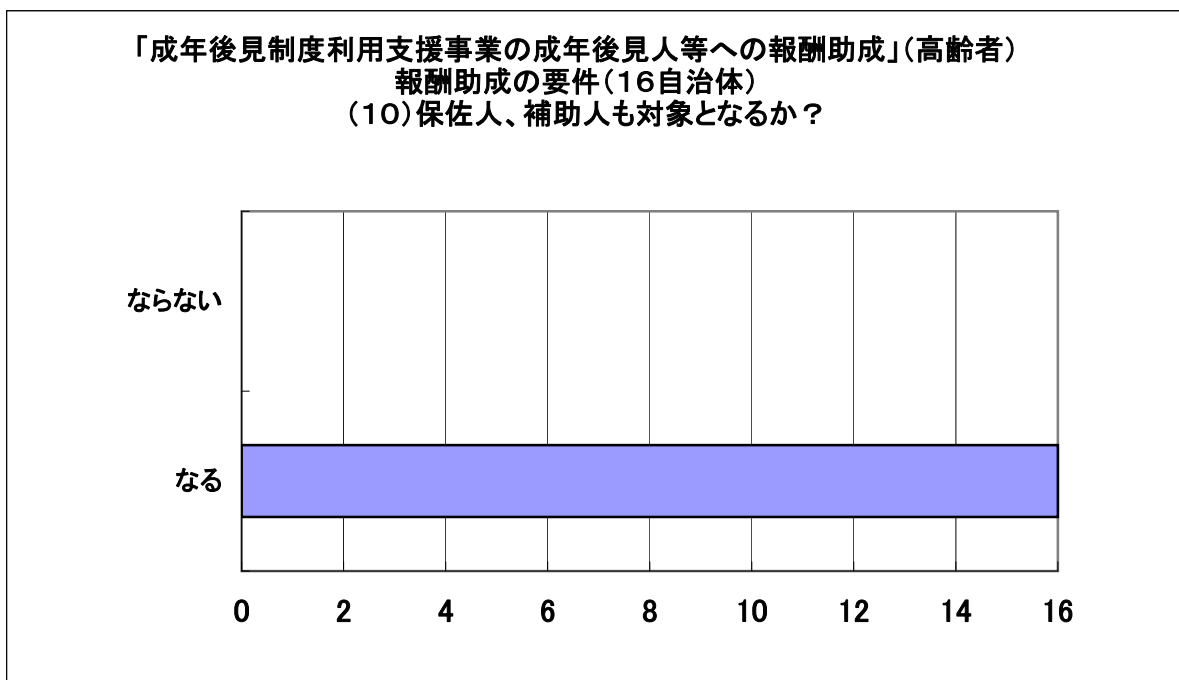


第1－2報酬助成の要件(9)

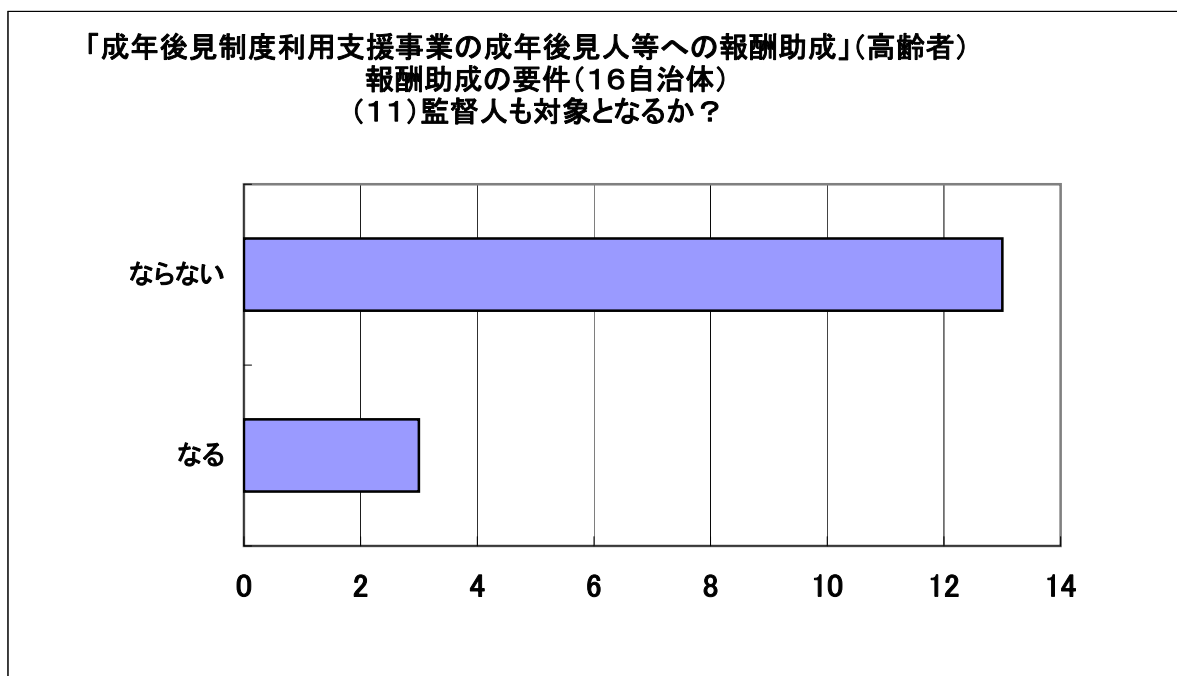




### 第1-2報酬助成の要件(10)



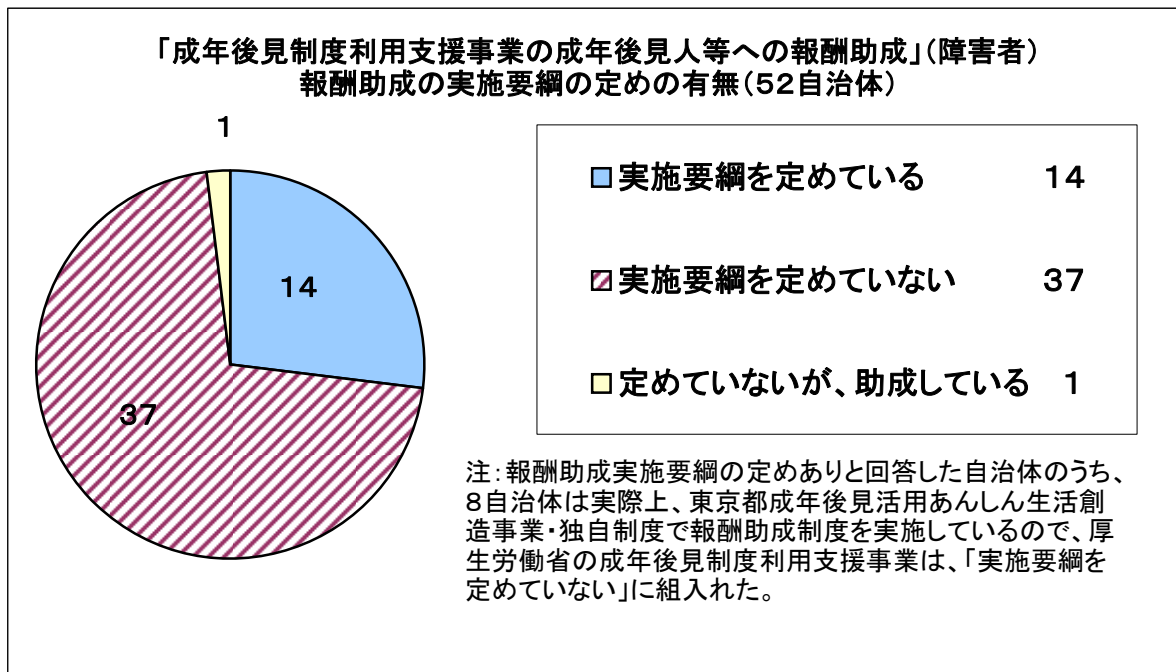
### 第1-2報酬助成の要件(11)



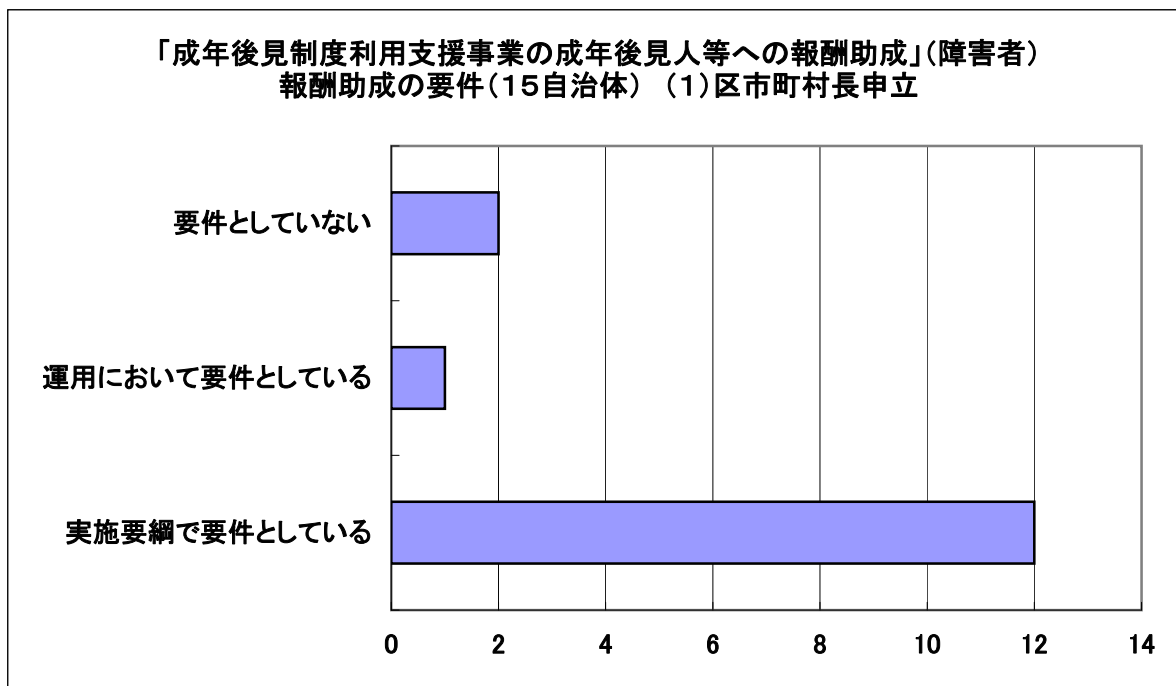
## ＜第1部「成年後見制度利用支援事業」(障害者)＞

第1部のアンケートは、高齢部署と障害部署等、複数の部署から回答をいただいた自治体があるが、ここでは障害者に関する回答を集計した。

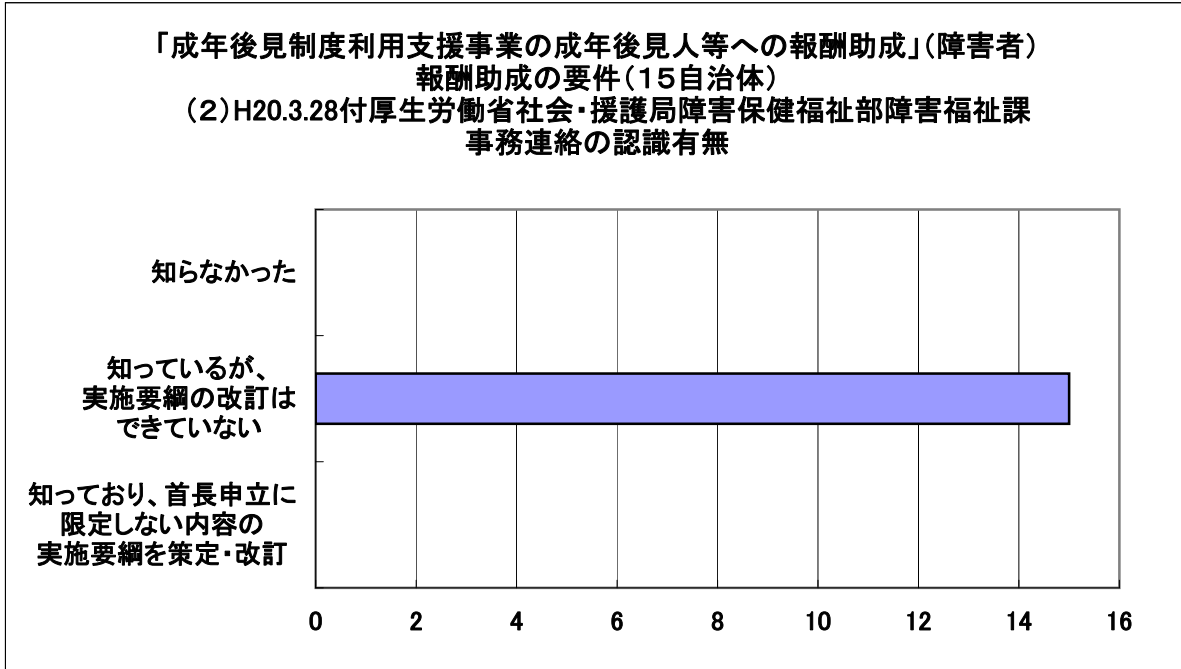
### 第1-1 報酬助成の実施要綱の定めの有無



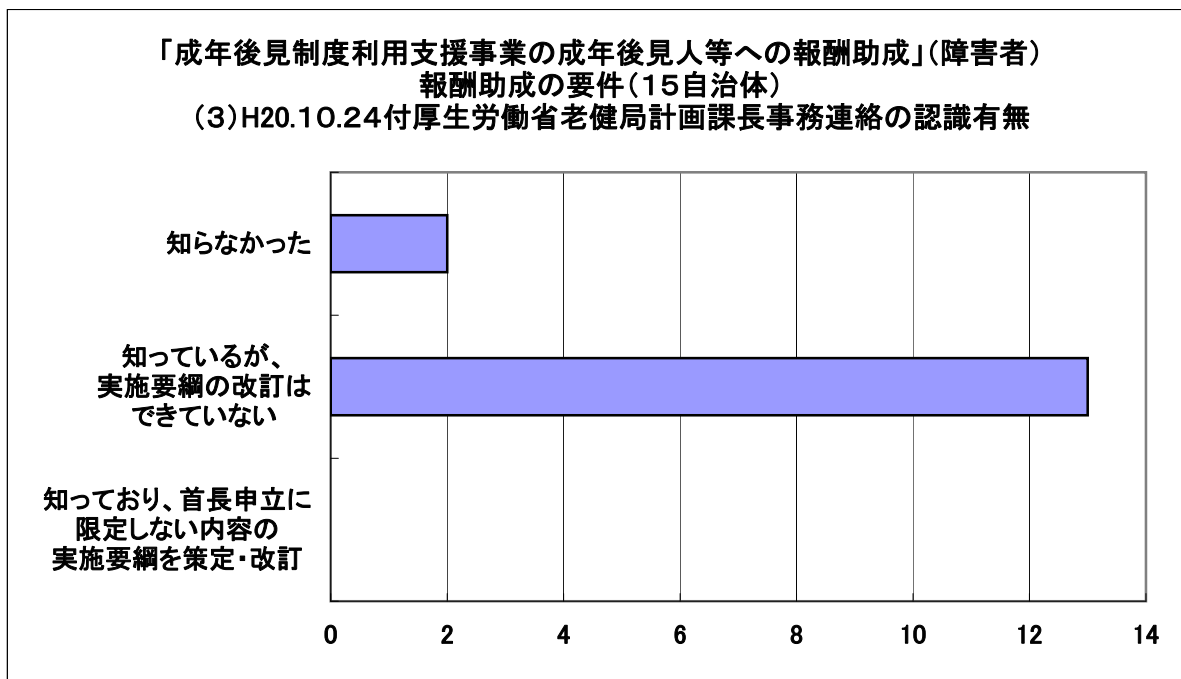
### 第1-2 報酬助成の要件(1)



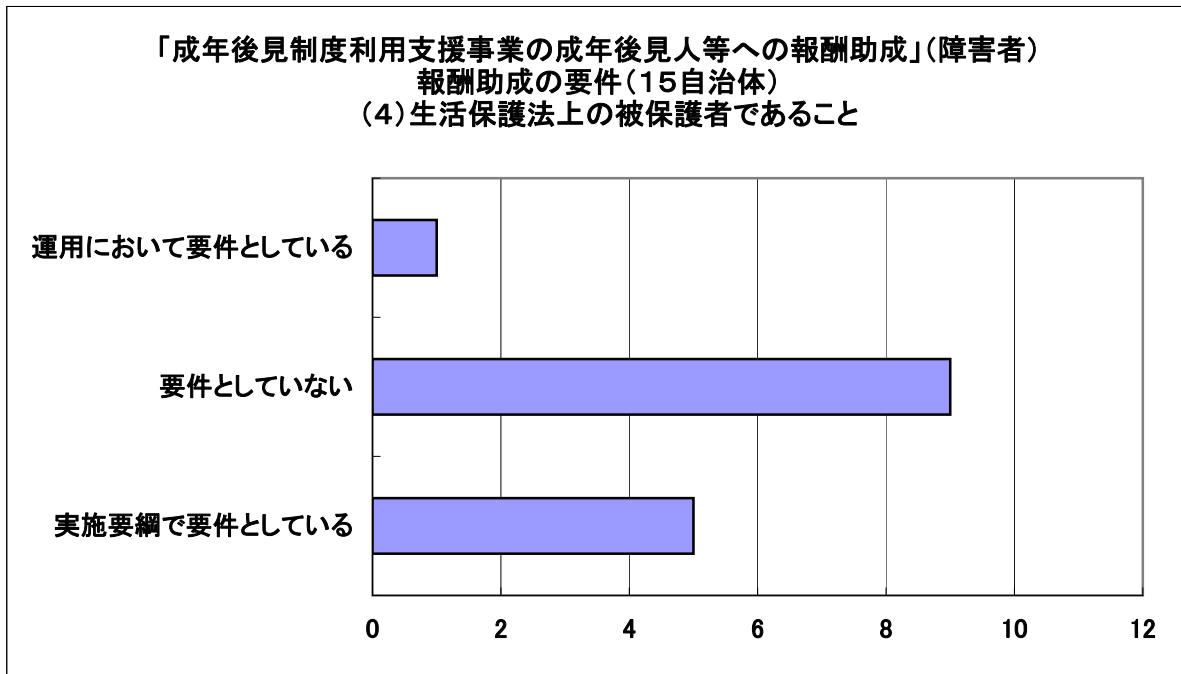
第1-2報酬助成の要件(2)



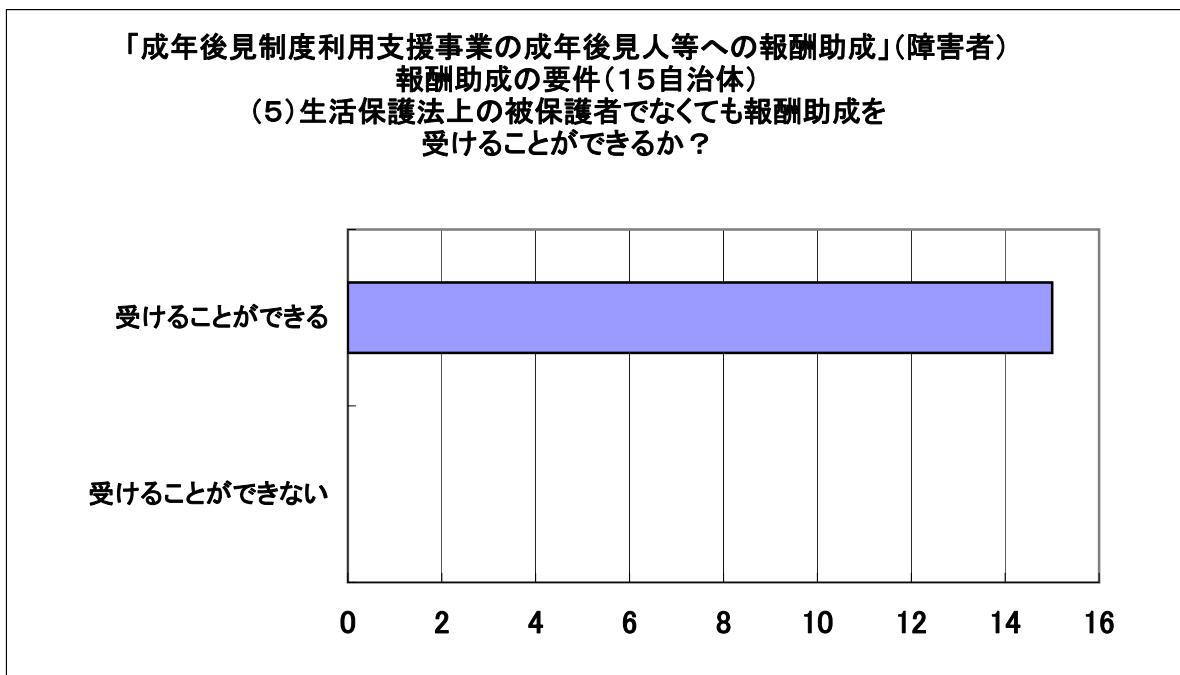
第1-2報酬助成の要件(3)



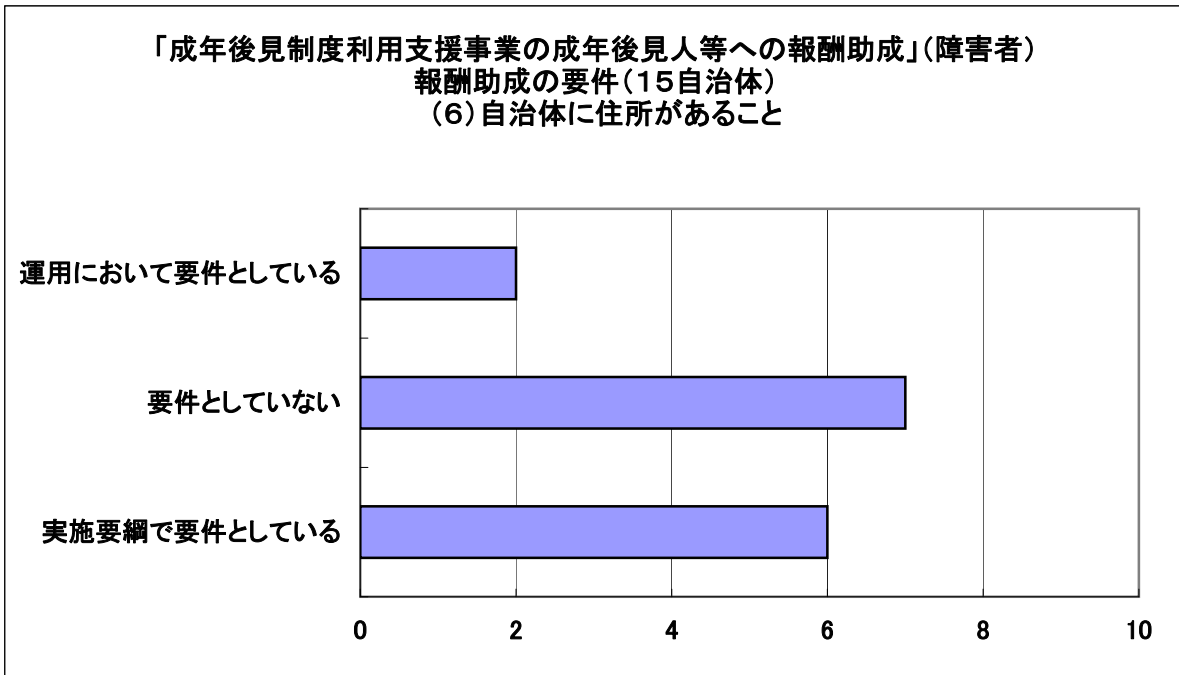
### 第1-2報酬助成の要件(4)



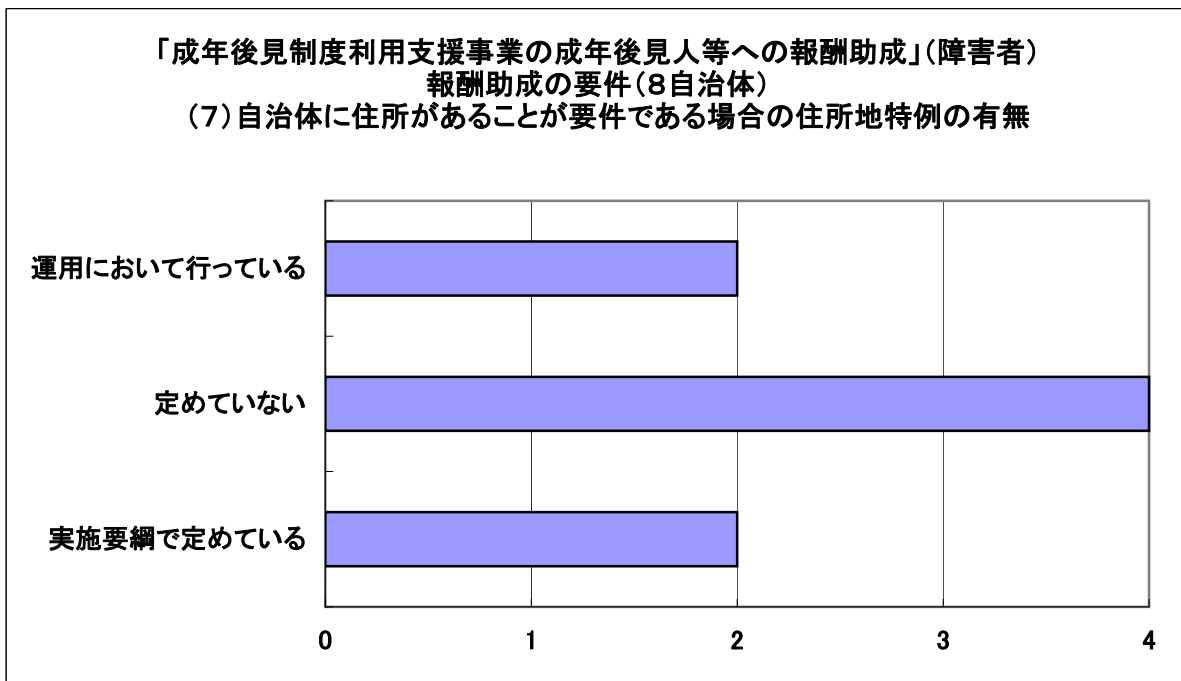
### 第1-2報酬助成の要件(5)



第1-2報酬助成の要件(6)

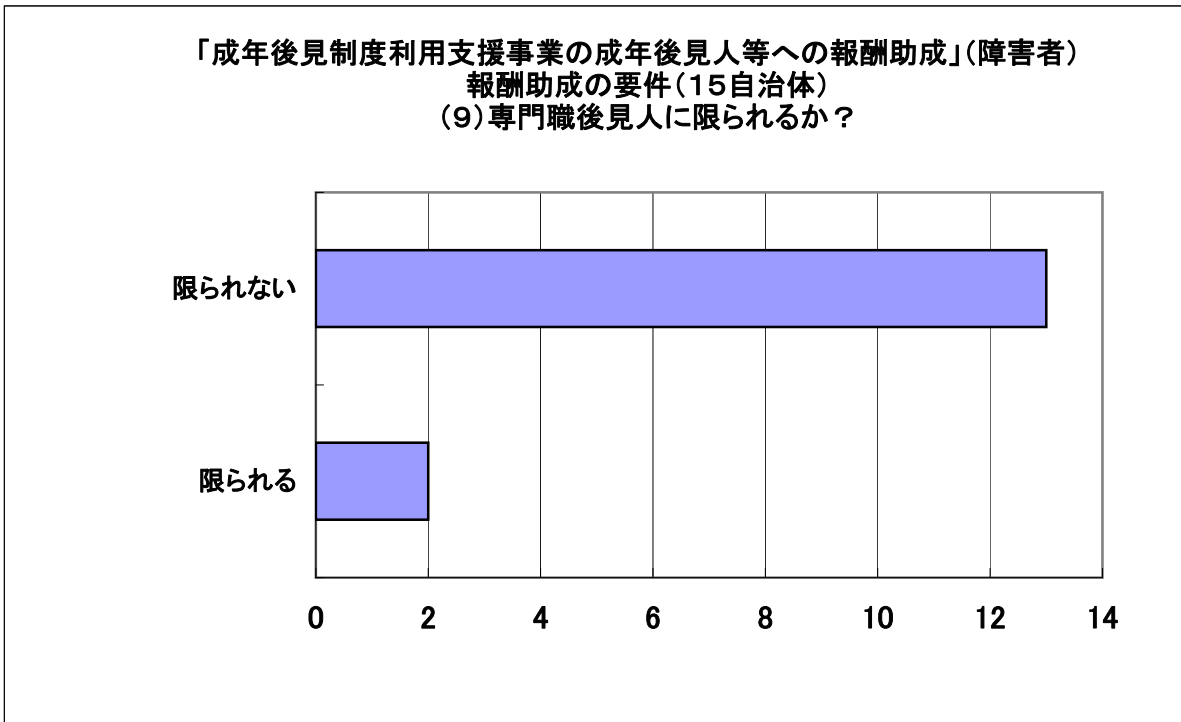


第1-2報酬助成の要件(7)

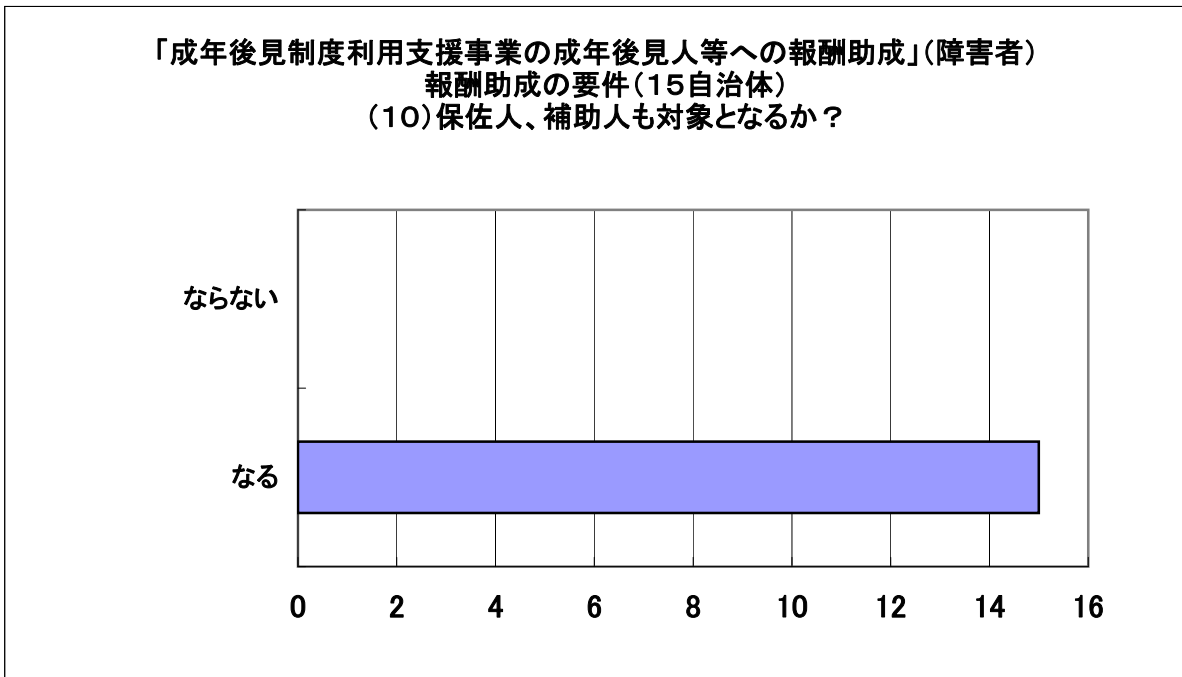


第1-2報酬助成の要件(8)は高齢者に関する質問であり、ここには該当しない。

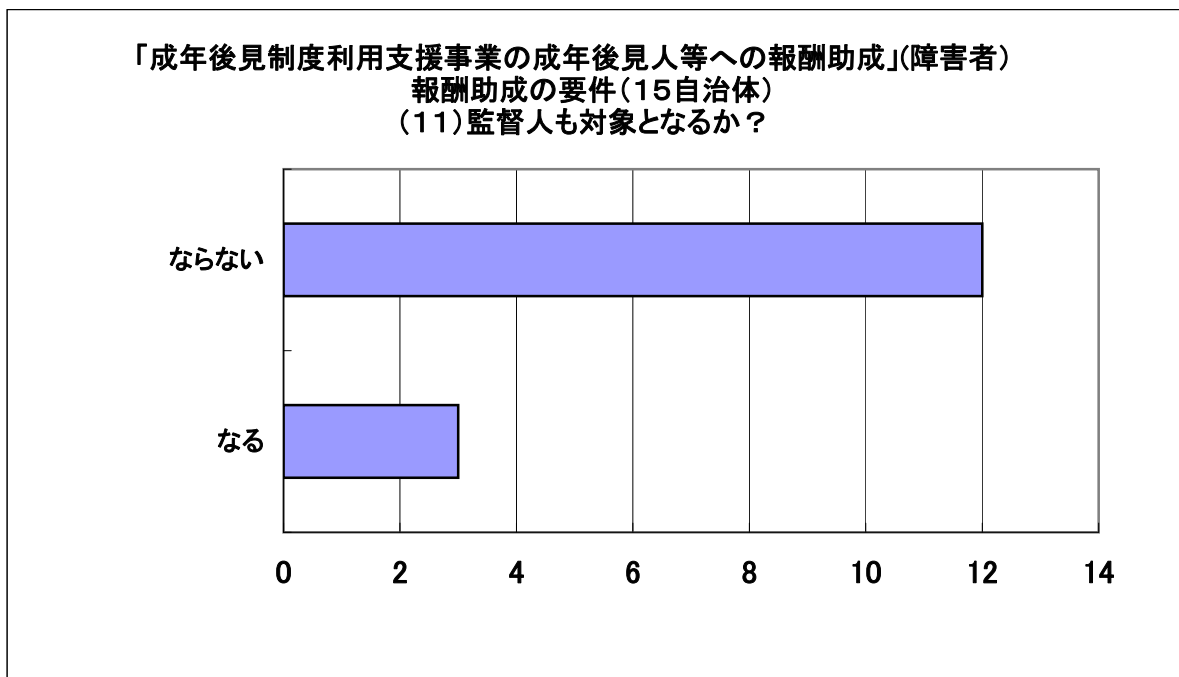
第1-2報酬助成の要件(9)



第1-2報酬助成の要件(10)



## 第1－2報酬助成の要件(11)

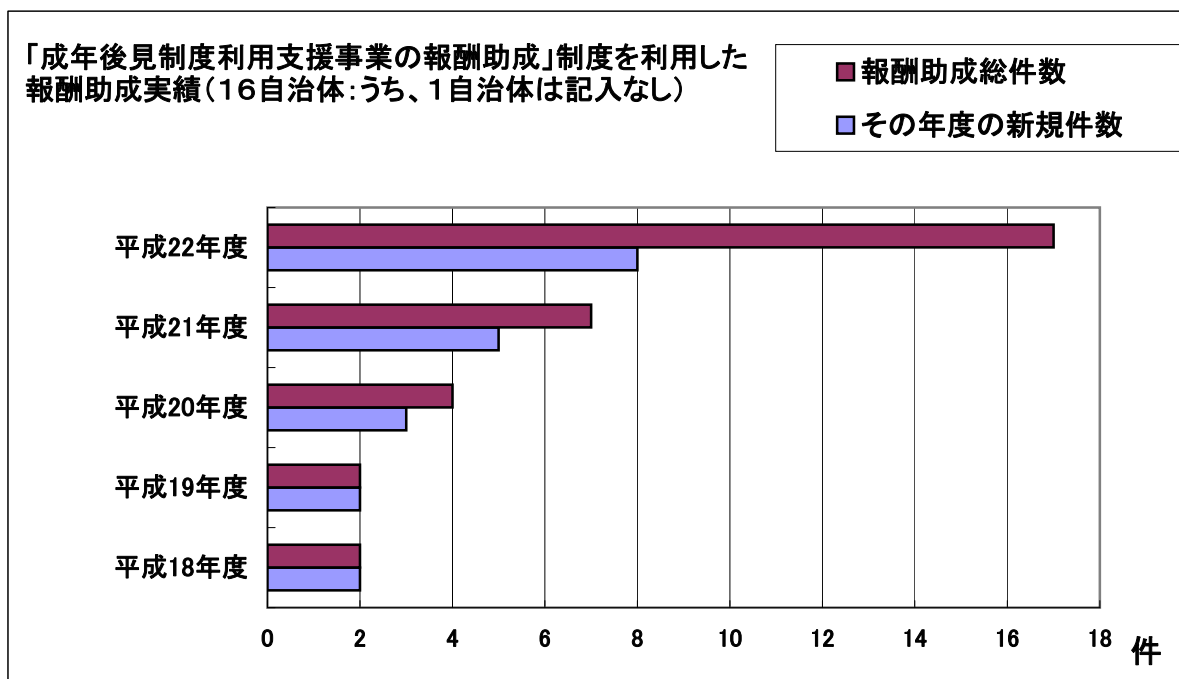


## ＜第1部「成年後見制度利用支援事業」（高齢・障害合算）＞

以下の集計は高齢部署・障害部署等すべての回答を自治体ごとに合算して集計した。

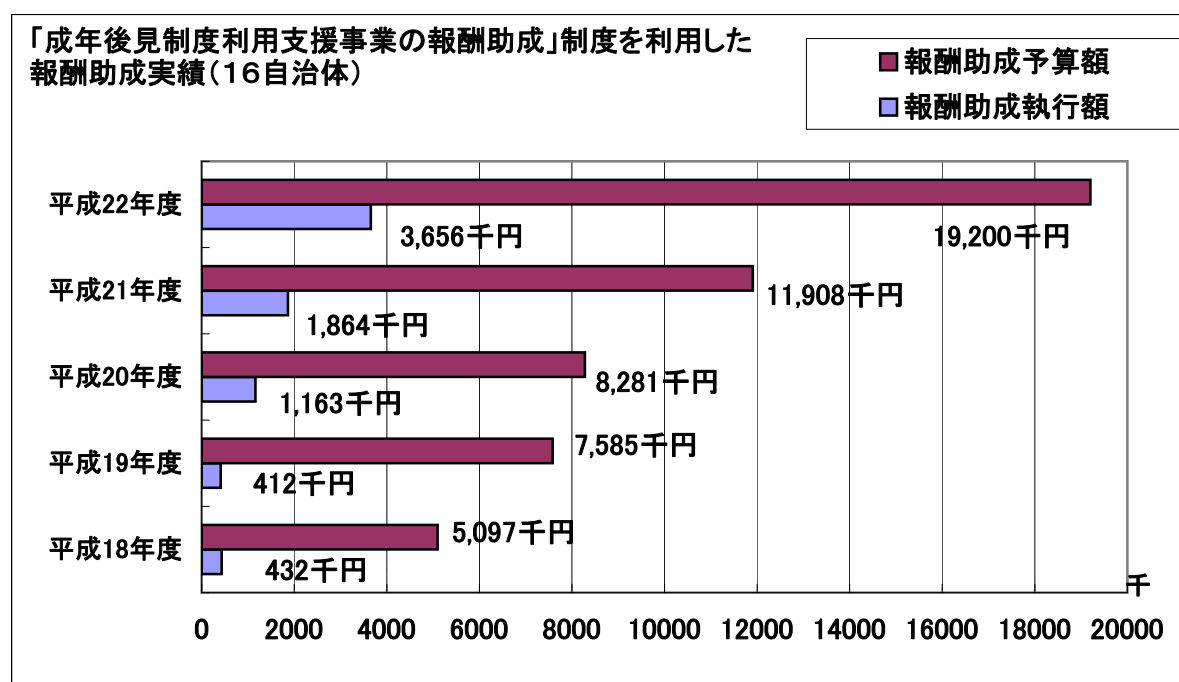
### 第1-3 報酬助成の実績

#### (1) 報酬助成総件数及び新規件数



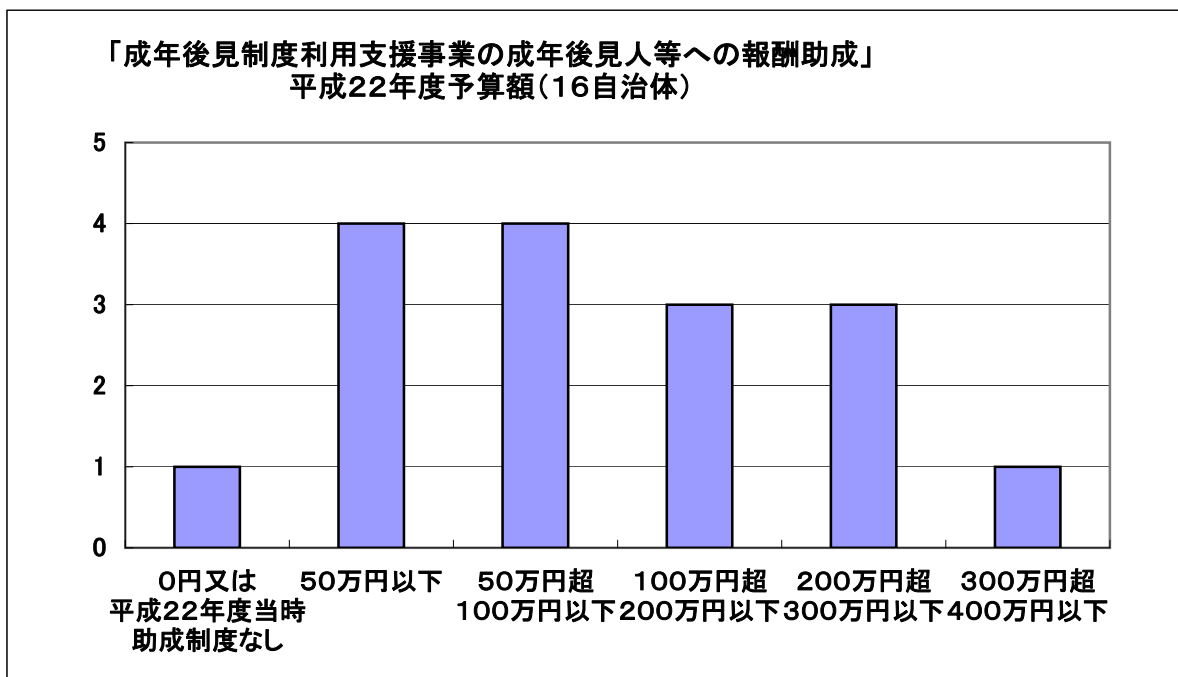
### 第1-3 報酬助成の実績

#### (2) 予算額及び執行額、年度別推移

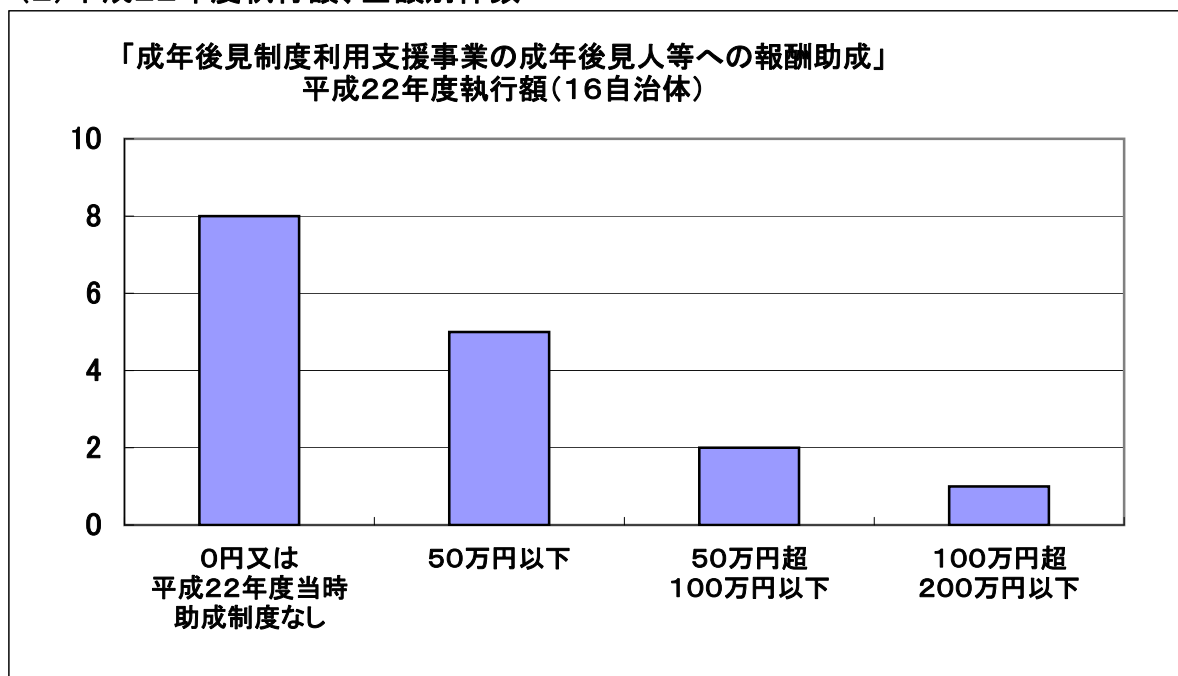




第1-3 報酬助成の実績  
 (2)平成22年度予算額、金額別件数



第1-3 報酬助成の実績  
 (2)平成22年度執行額、金額別件数



### 第1-3 報酬助成の実績

(3)平成22年における、1件当たりの報酬助成平均額(月額)

	在宅の場合 (9自治体)	入所・入院中の場合 (11自治体)
平均額(円)	22,925	15,813
最小額(円)	20,000	10,000
最大額(円)	28,000	24,000

### 第1-4 経済的困窮者の成年後見制度利用についての考え (52自治体)

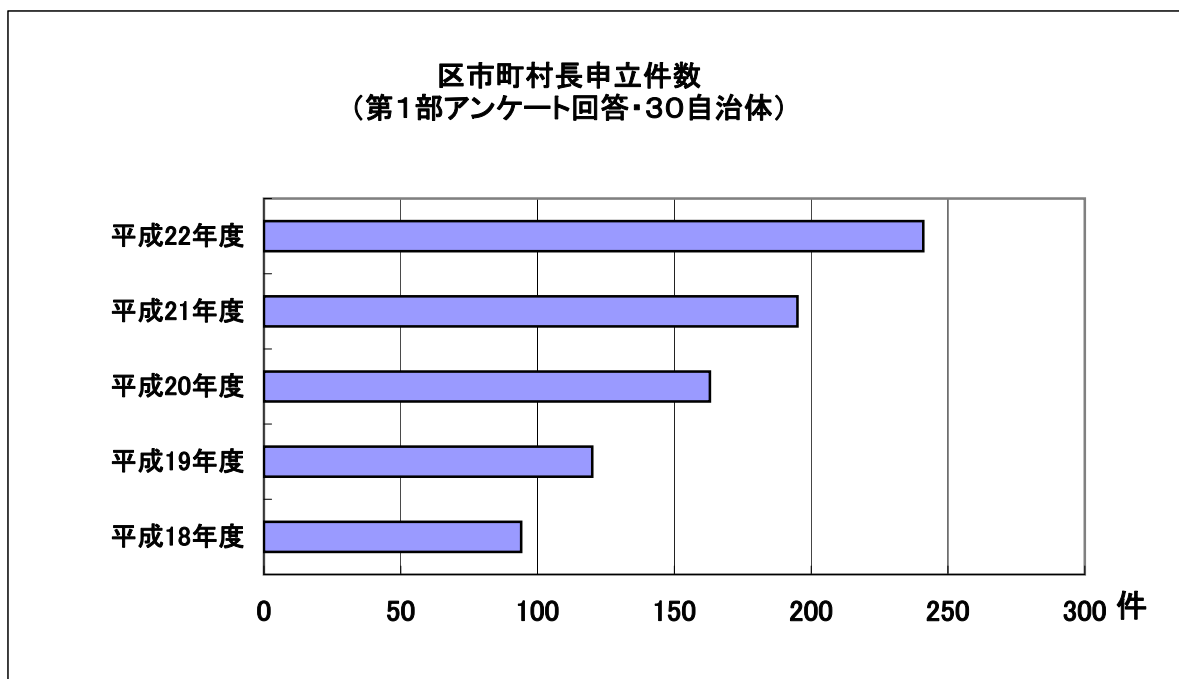
- ① 困窮者は、成年後見制度を利用することは難しいと思う。
- ② 国がすべて費用を負担すべきである。
- ③ 後見人が無報酬でやるしか仕方がないと思う。
- ④ その他の考え。

	自治体数
①	2
②	17
③	0
④	21
①と②	2
②と③	1
②と④	6
①と②と④	1
無回答	2

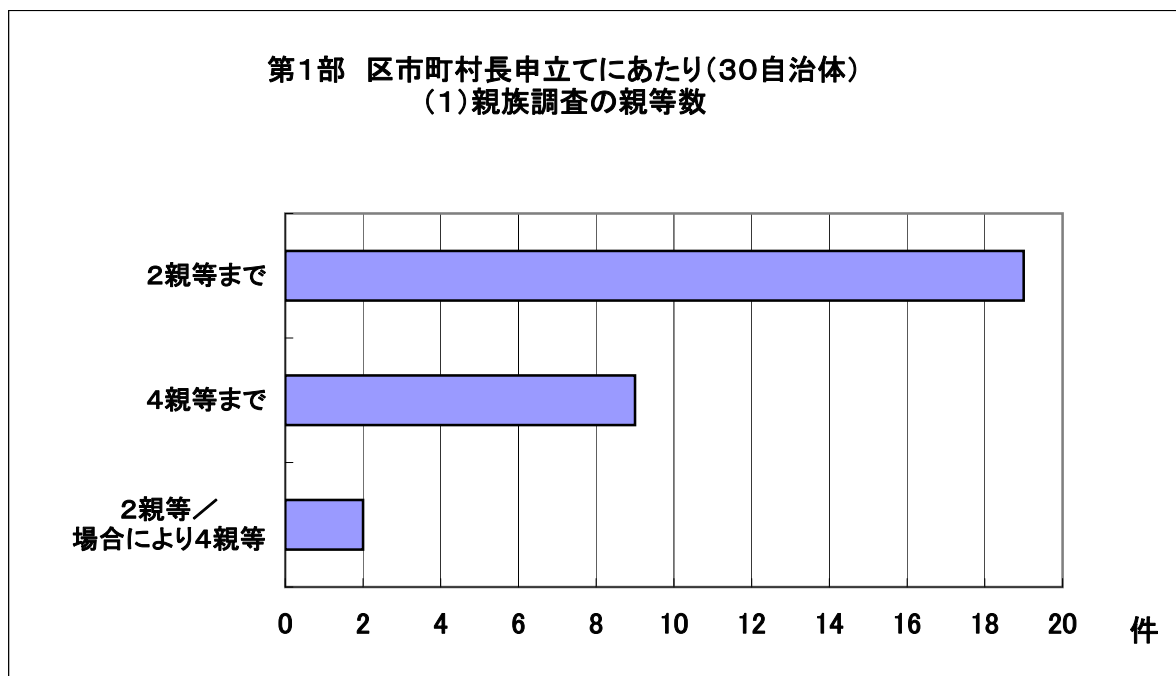
#### ④の主たる内容

- ・既に対応、又は既存の制度を利用 9
- ・報酬助成制度の充実、市民後見人の養成等の体制整備等必要 10
- ・国、都、区市町村、社協が、負担すべき 4
- ・その他 5

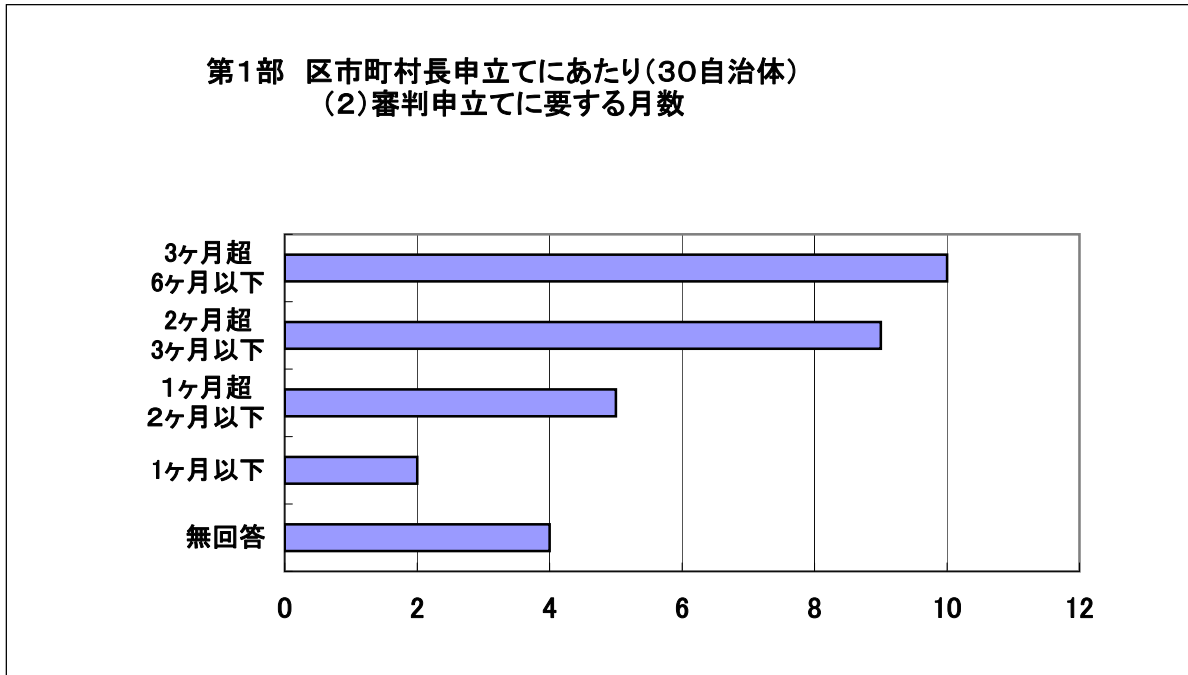
## 第2-1 区市町村長申立の件数



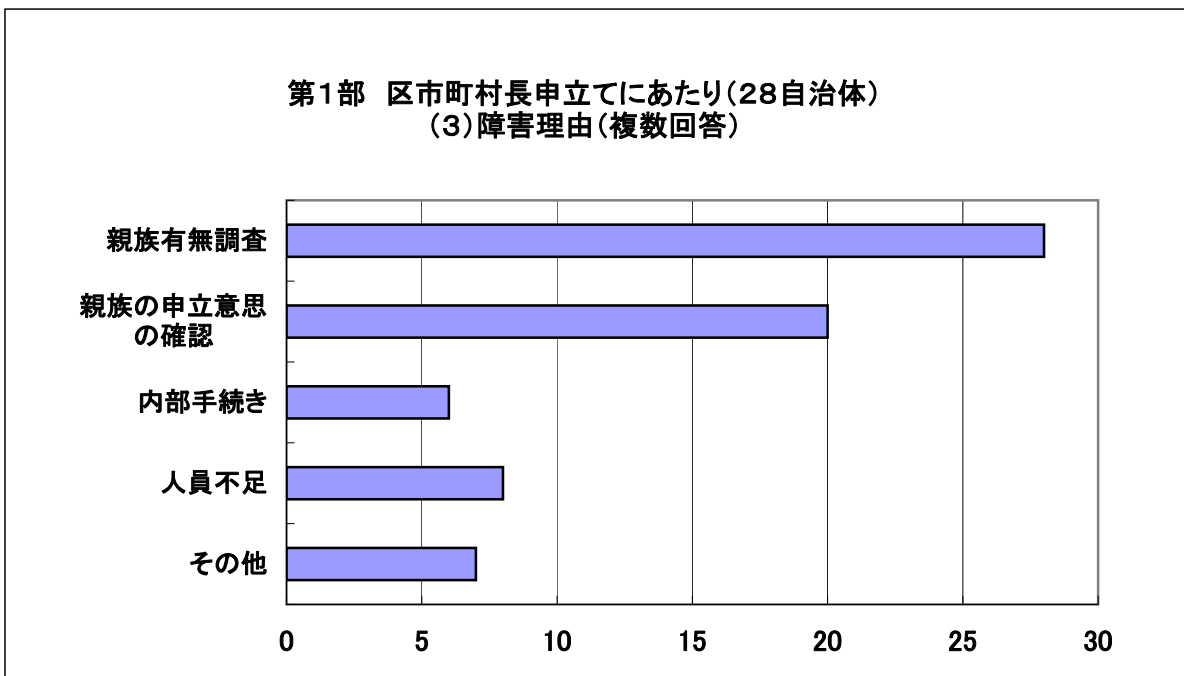
## 第2-2 区市町村長申立てにあたり(1)



第2-2区市町村長申立てにあたり(2)

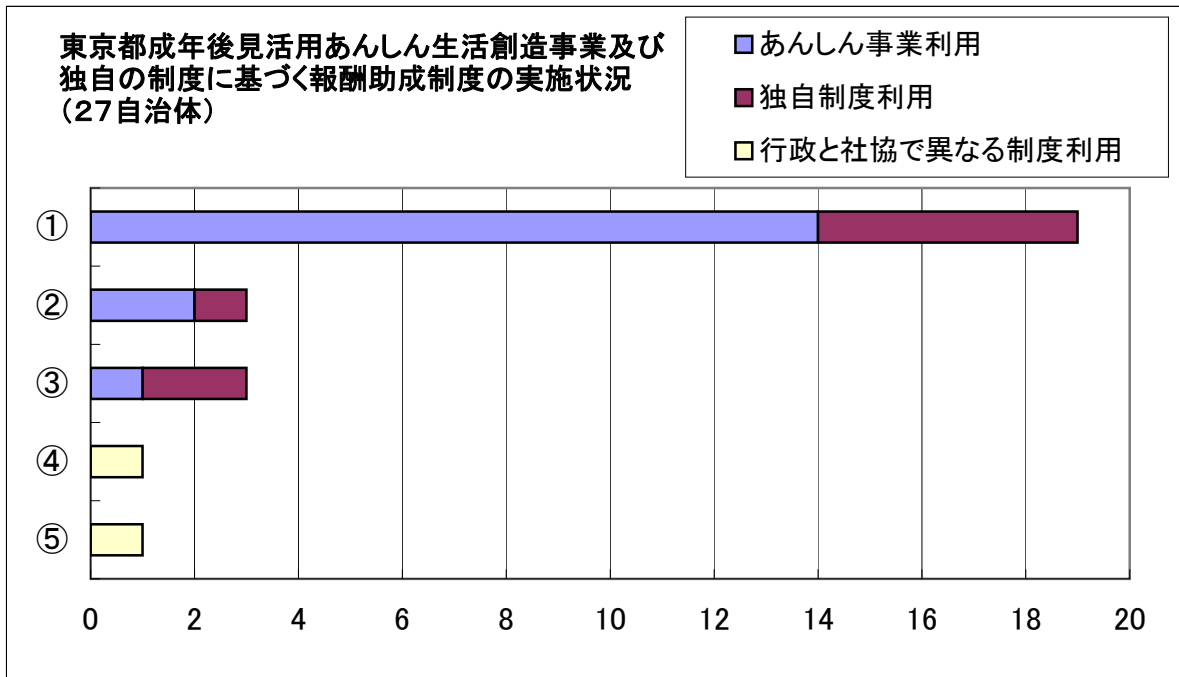


第2-2区市町村長申立てにあたり(3)



## <第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」>

東京都では、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業或いは独自の制度による報酬助成制度の実施については、行政及び社会福祉協議会（社協）がそれぞれ実施しており、どちらの組織がどちらの制度に基づき報酬助成を実施しているかは自治体によって様々である。ここでは回答頂いた27自治体におけるそれぞれの実施状況を示した。

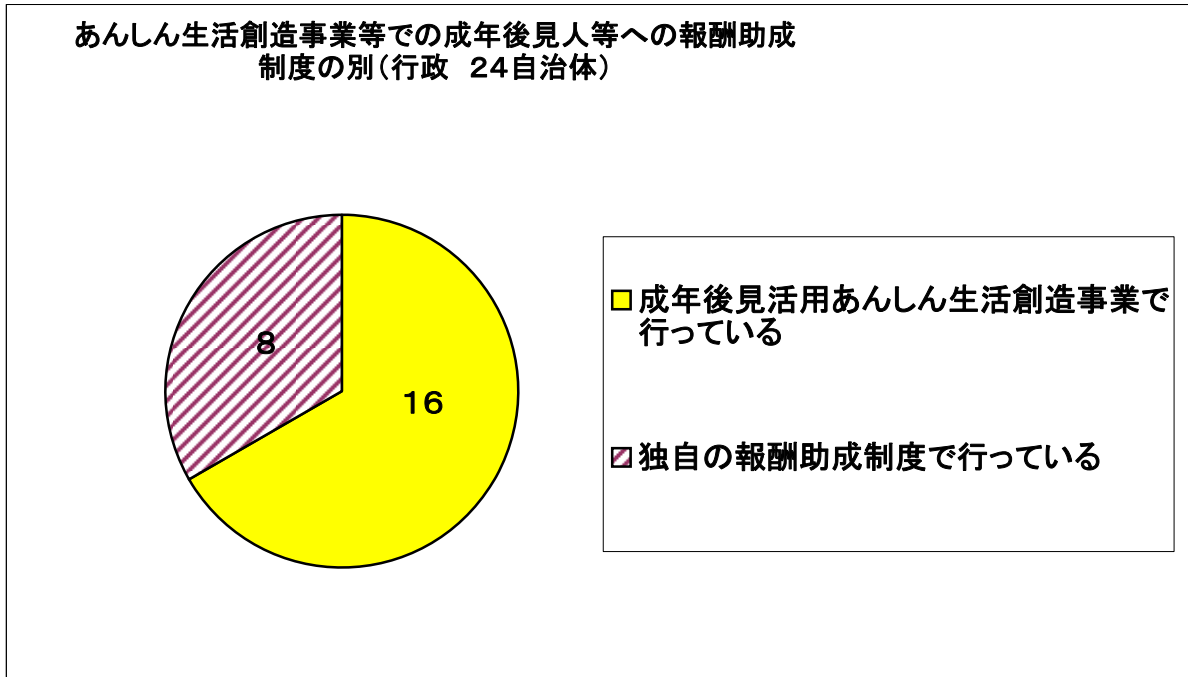


- ① 行政のみが、これらの制度により実施している自治体数
- ② 社協のみが、これらの制度により実施している自治体数
- ③ 行政及び社協の両者が、これらのうち同一制度により実施している自治体数
- ④ 行政があんしん事業により、社協が独自制度により、それぞれ実施している自治体数
- ⑤ 行政が独自制度により、社協があんしん事業により、それぞれ実施している自治体数

## <第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」(行政)>

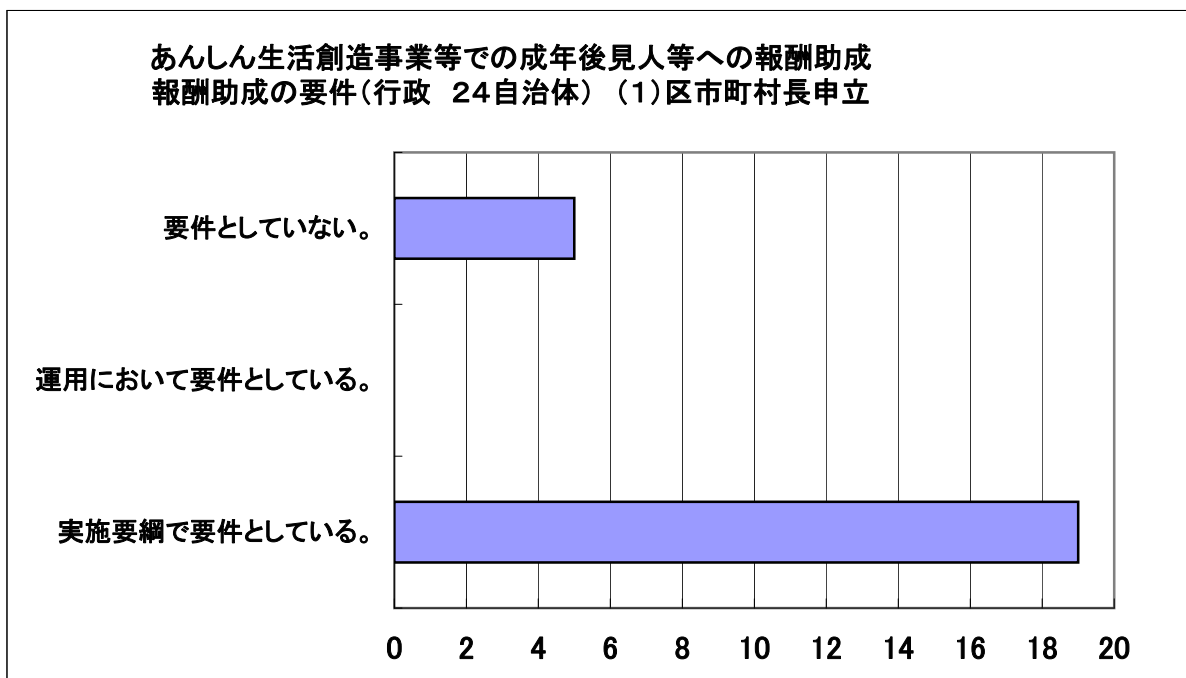
第2部のアンケートは、行政と社会福祉協議会から、それぞれ回答をいただいたが、ここでは行政の回答について集計した。

### 第1-1 報酬助成の根拠となる制度の別

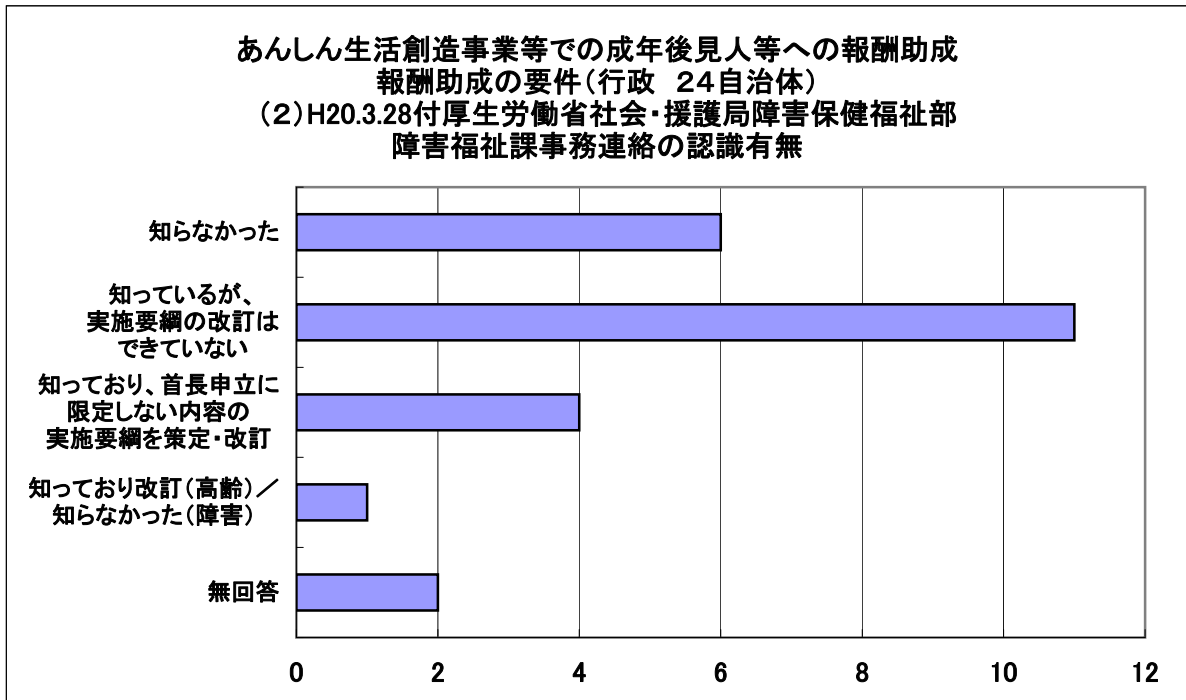


第1-2 実施要綱の定めの有無 上記24自治体とも全て定めている(グラフ省略)

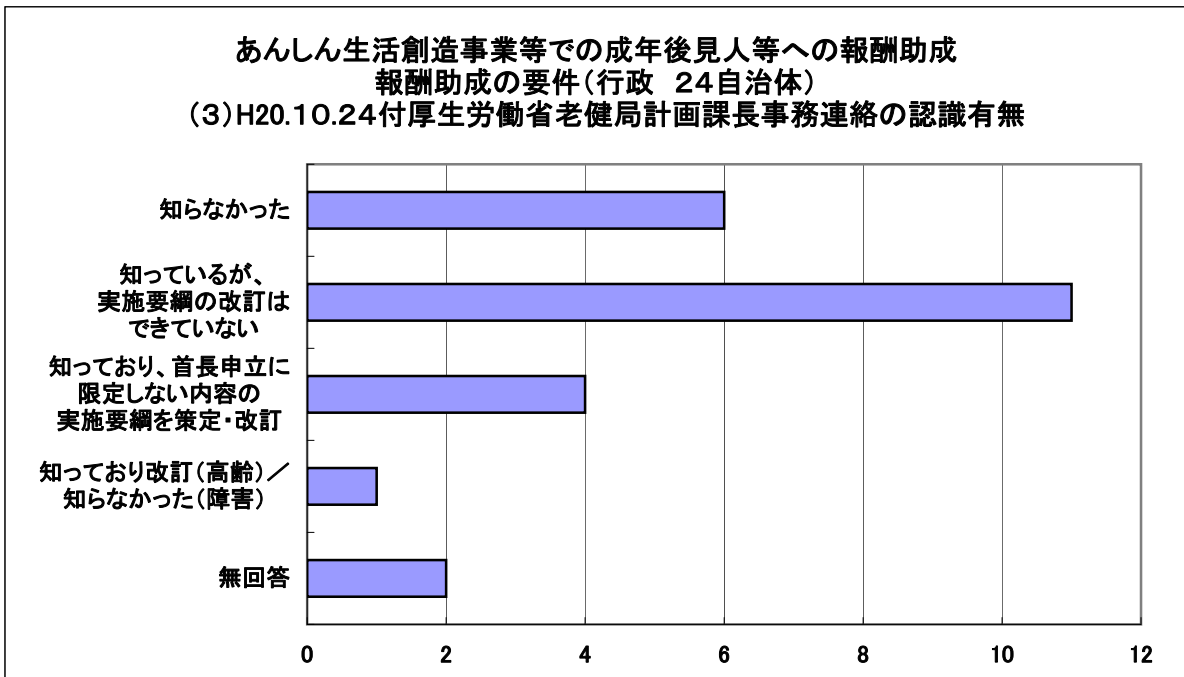
### 第1-3 報酬助成の要件(1)



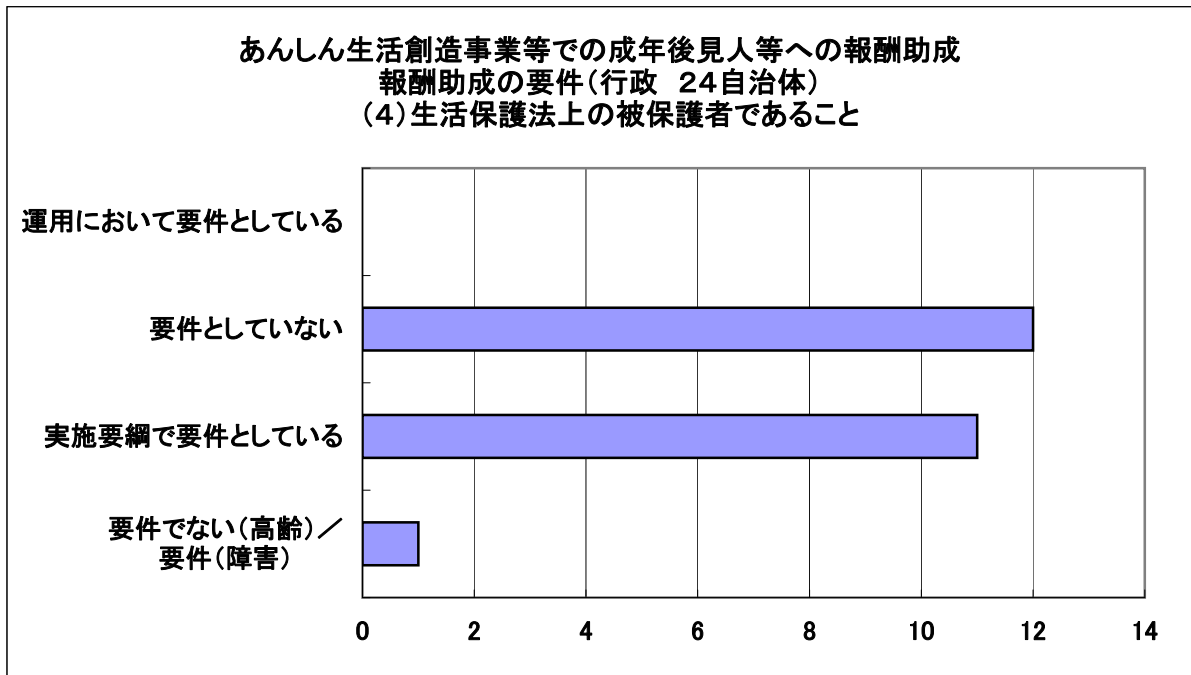
第1-3報酬助成の要件(2)



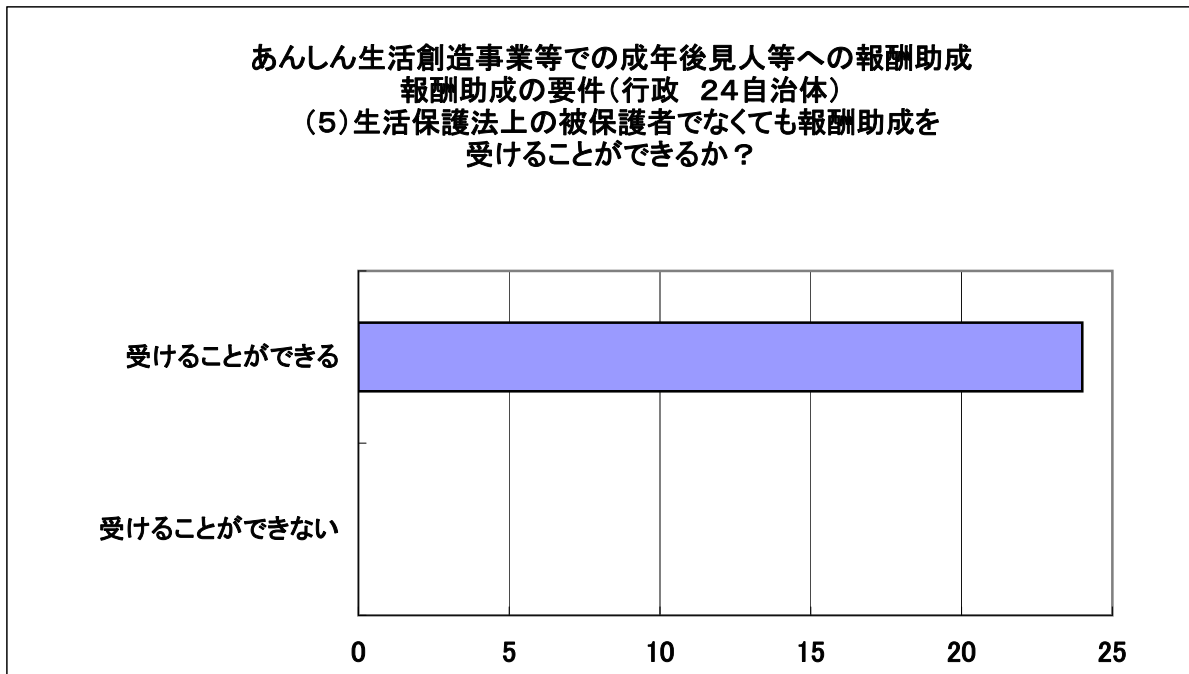
第1-3報酬助成の要件(3)



第1-3報酬助成の要件(4)

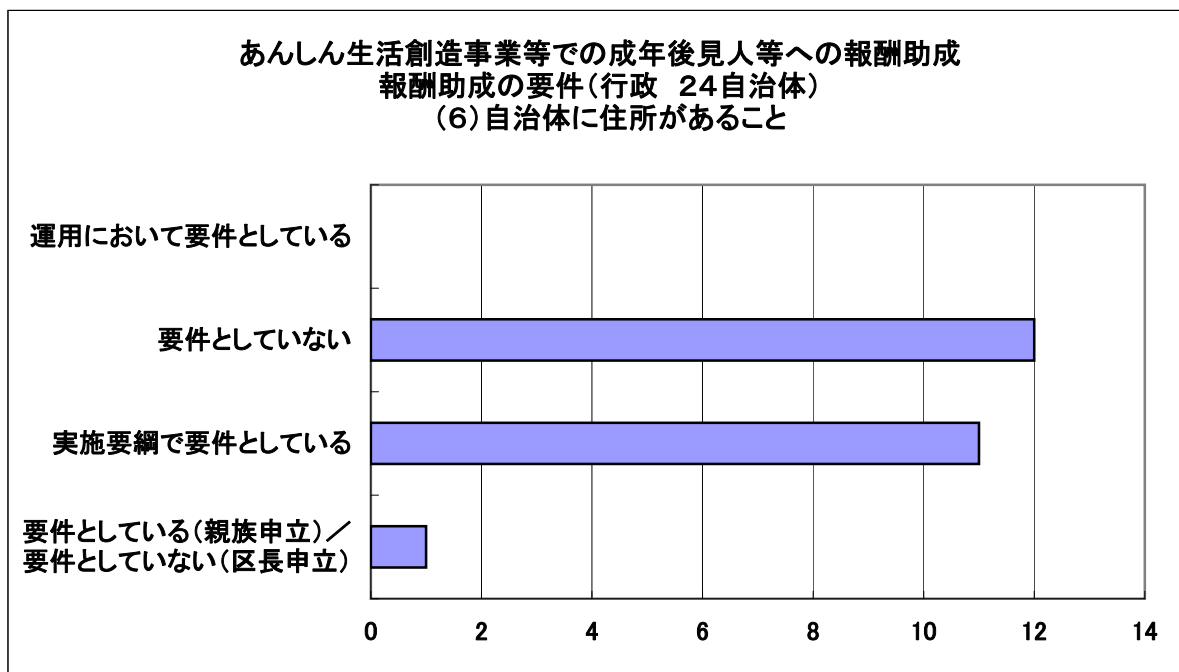


第1-3報酬助成の要件(5)

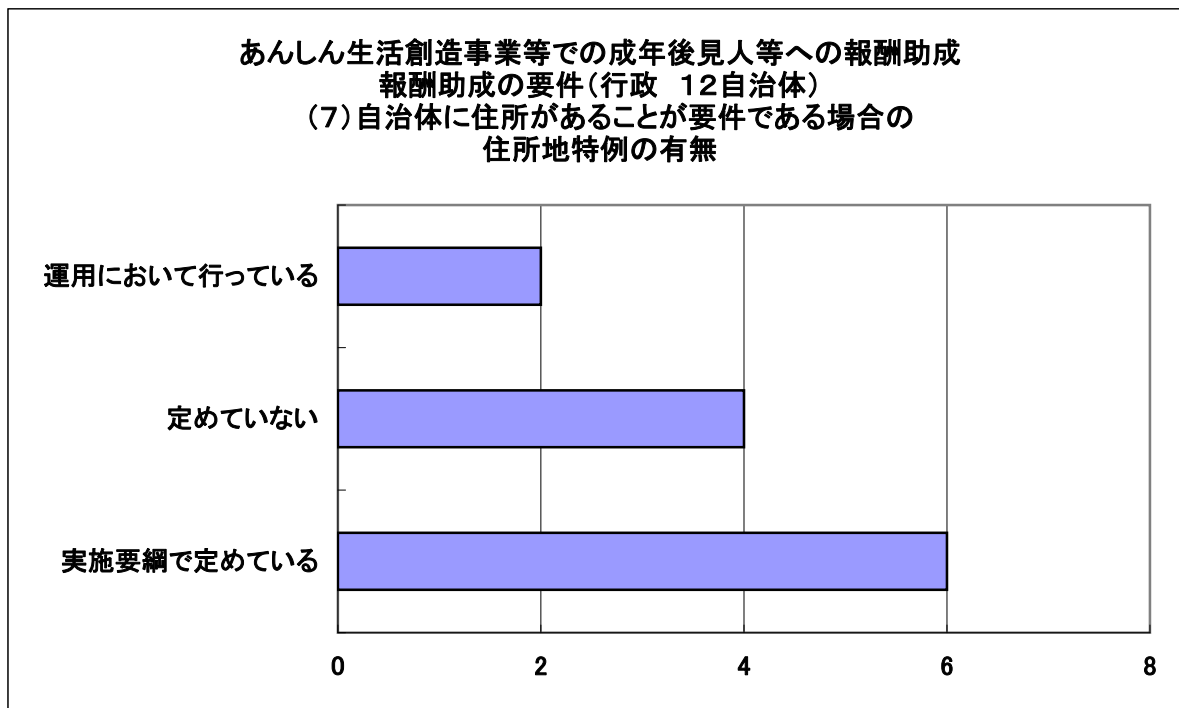




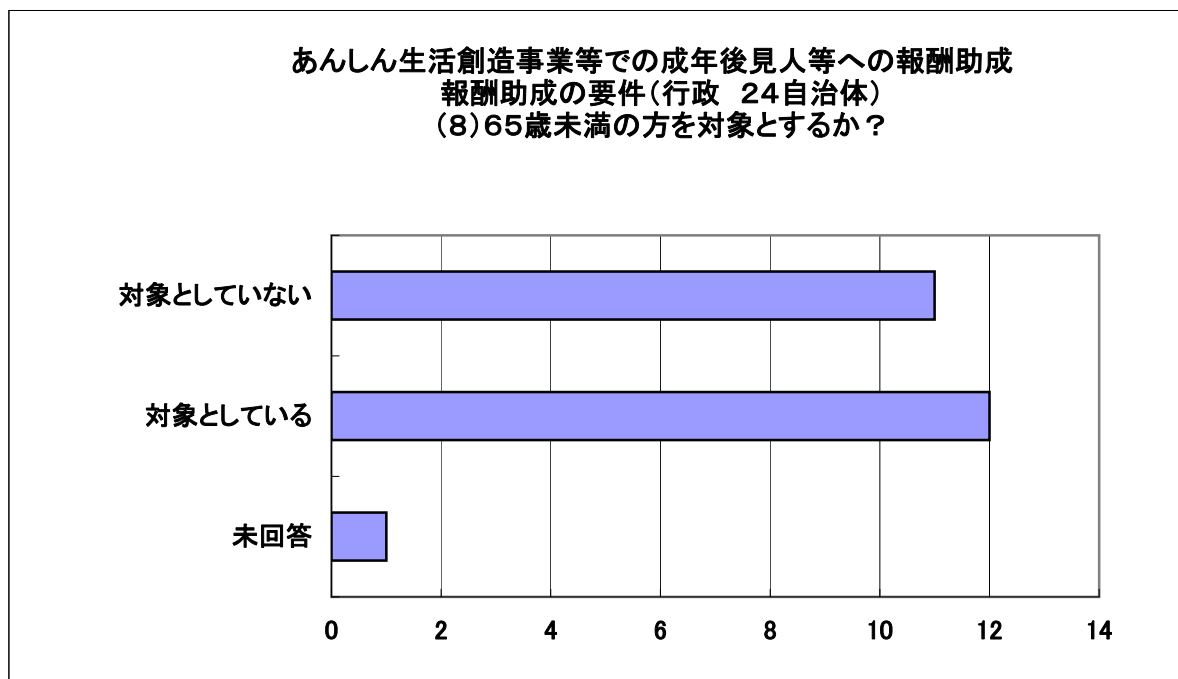
### 第1－3報酬助成の要件(6)



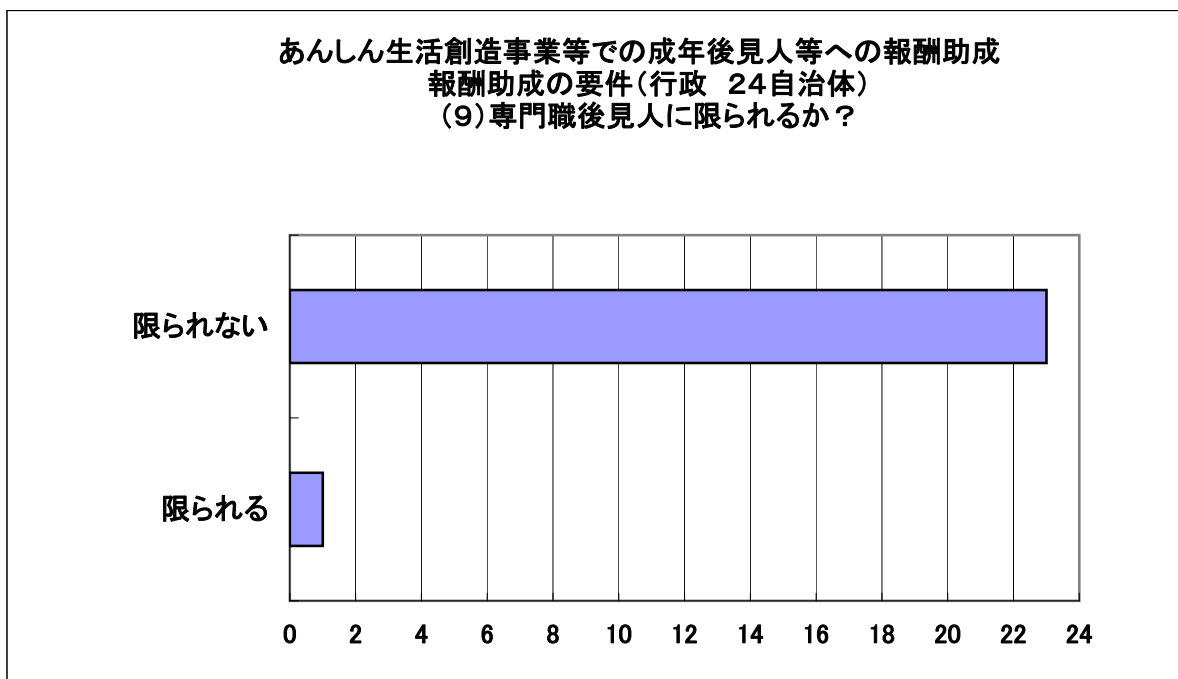
### 第1－3報酬助成の要件(7)



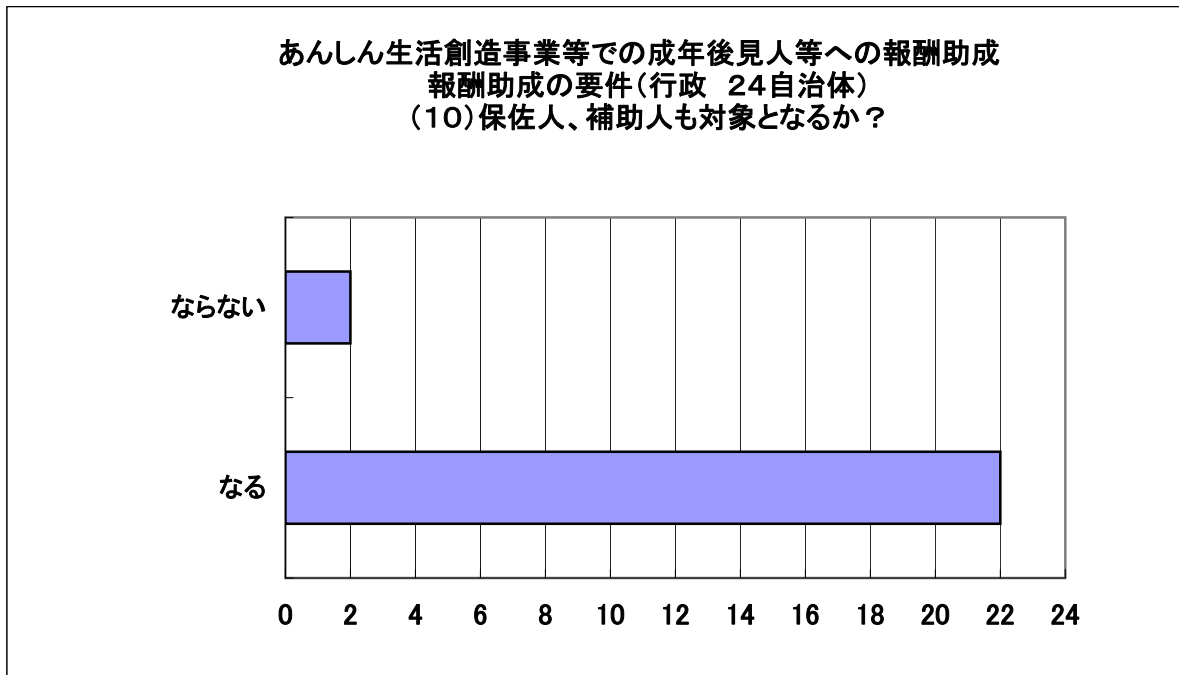
### 第1-3報酬助成の要件(8)



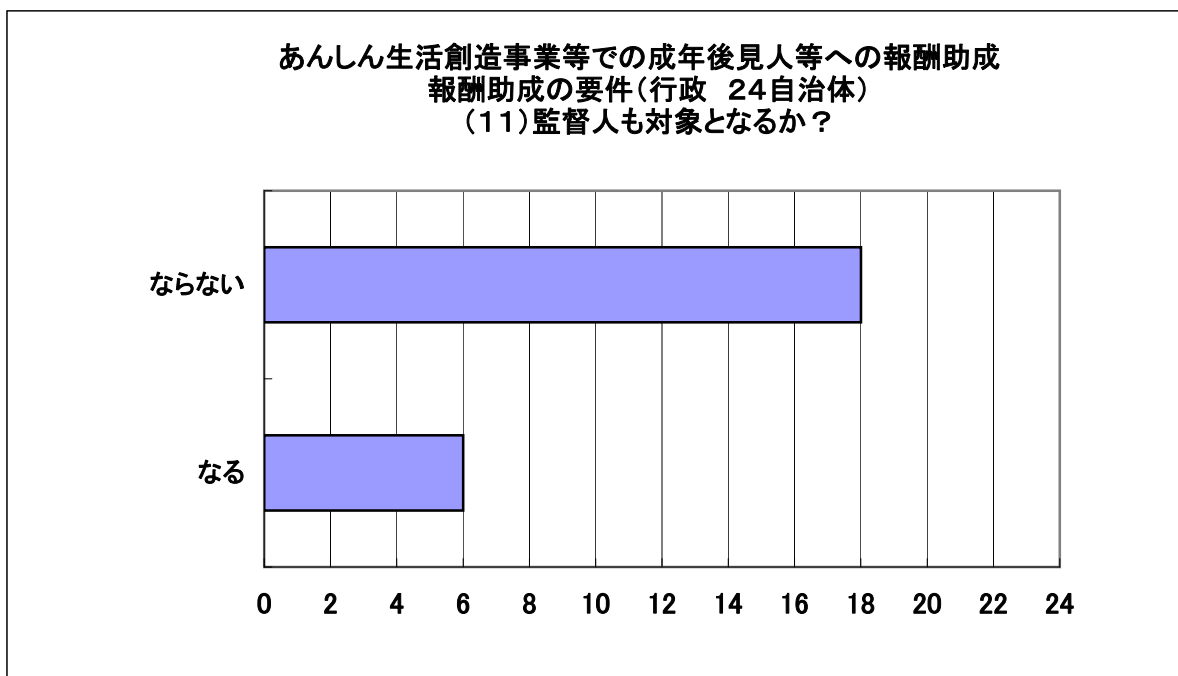
### 第1-3報酬助成の要件(9)



### 第1-3報酬助成の要件(10)



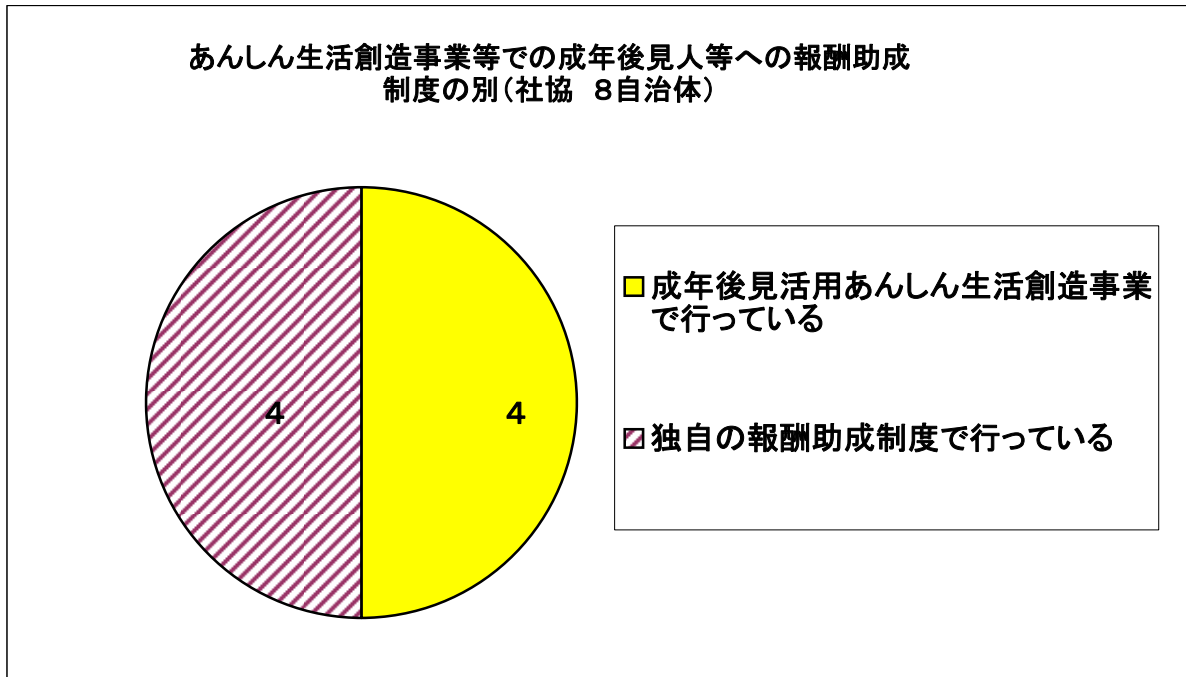
### 第1-3報酬助成の要件(11)



## <第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」(社協)>

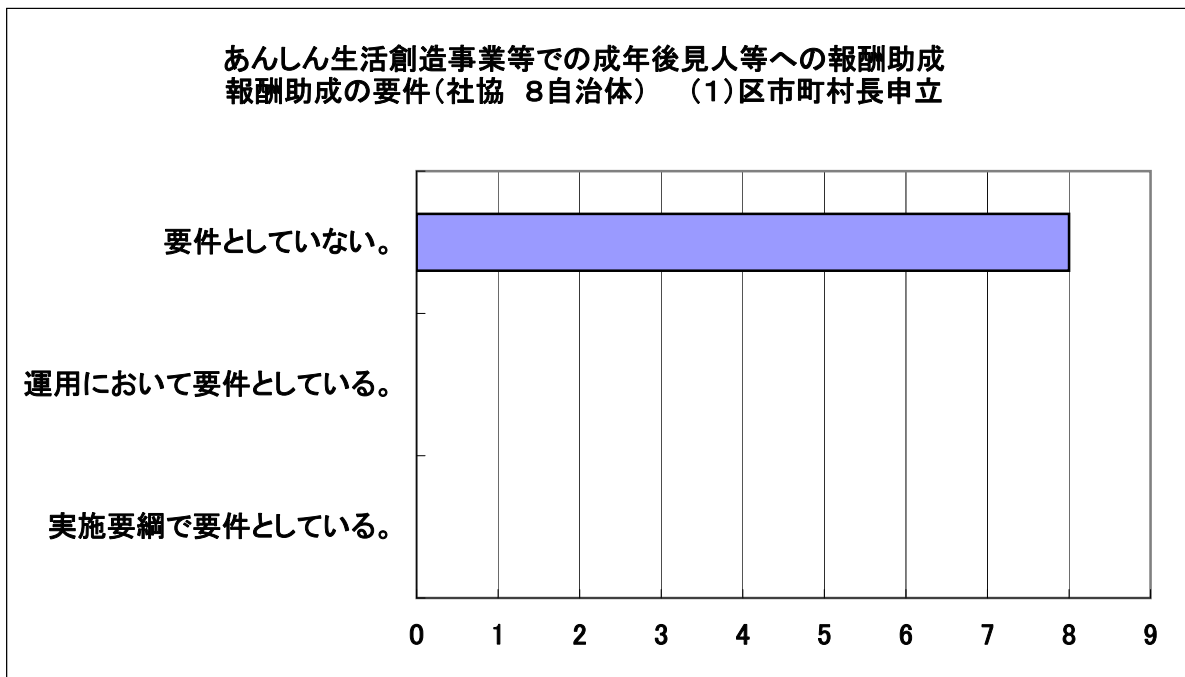
第2部のアンケートは、行政と社会福祉協議会から、それぞれ回答をいただいたが、ここでは社協の回答について集計した。

### 第1-1報酬助成の根拠となる制度の別

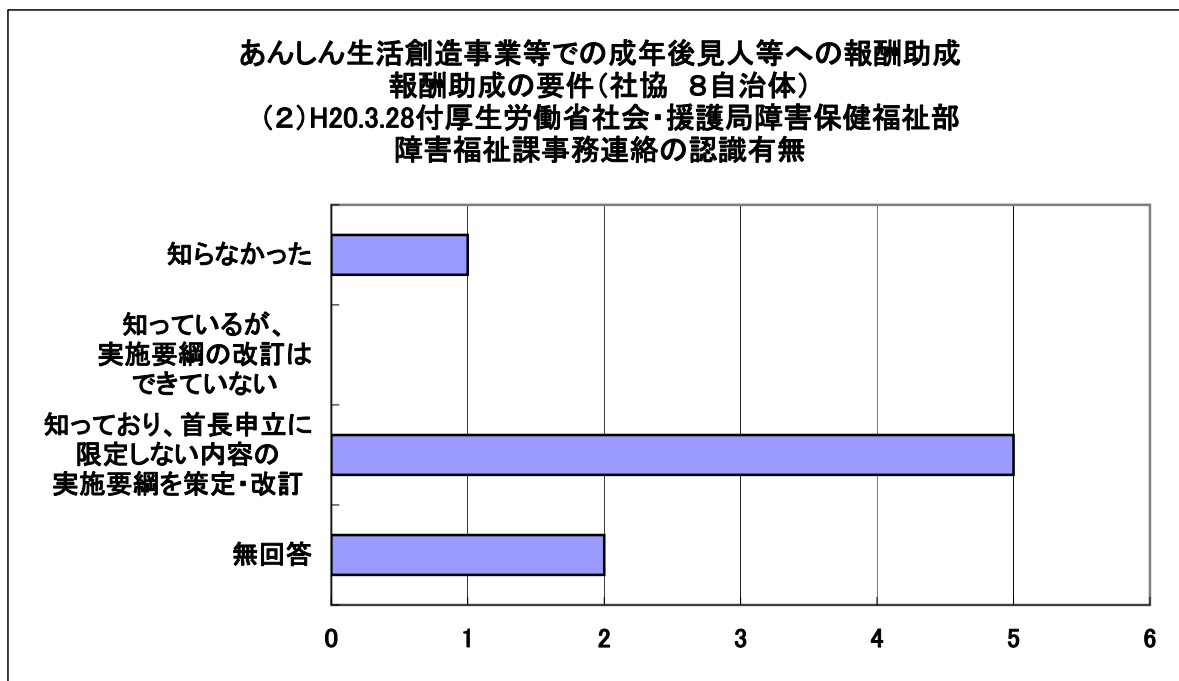


第1-2実施要綱定めの有無 上記8社協とも全て定めている(グラフ省略)

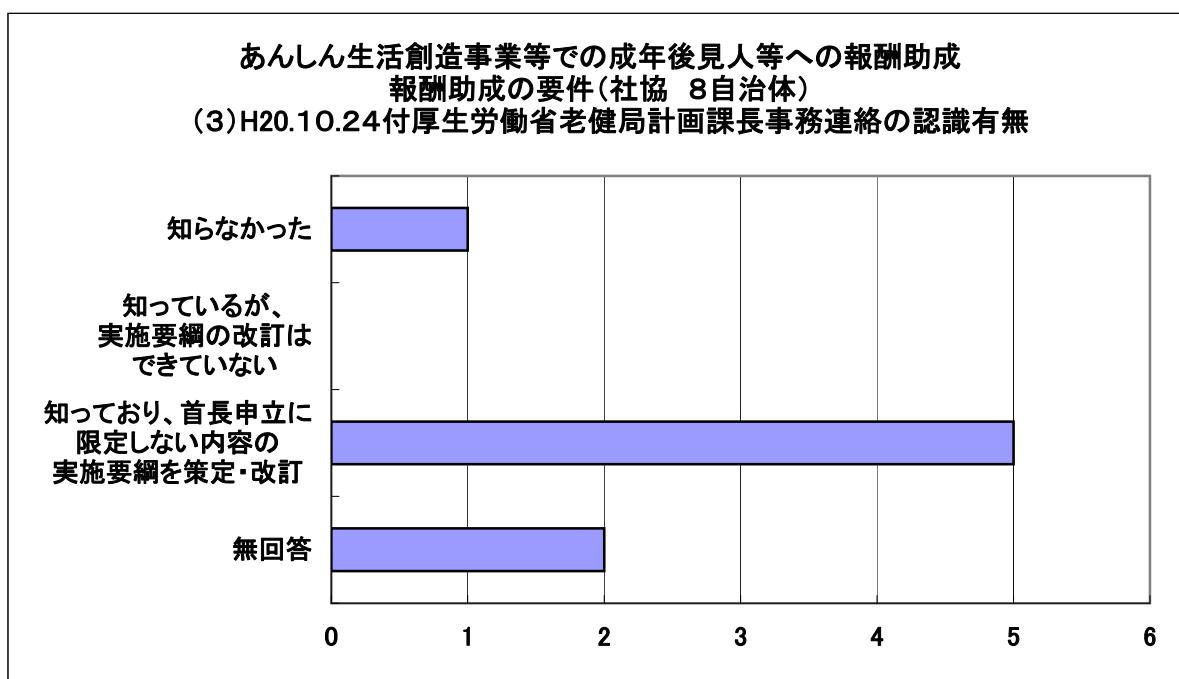
### 第1-3報酬助成の要件(1)



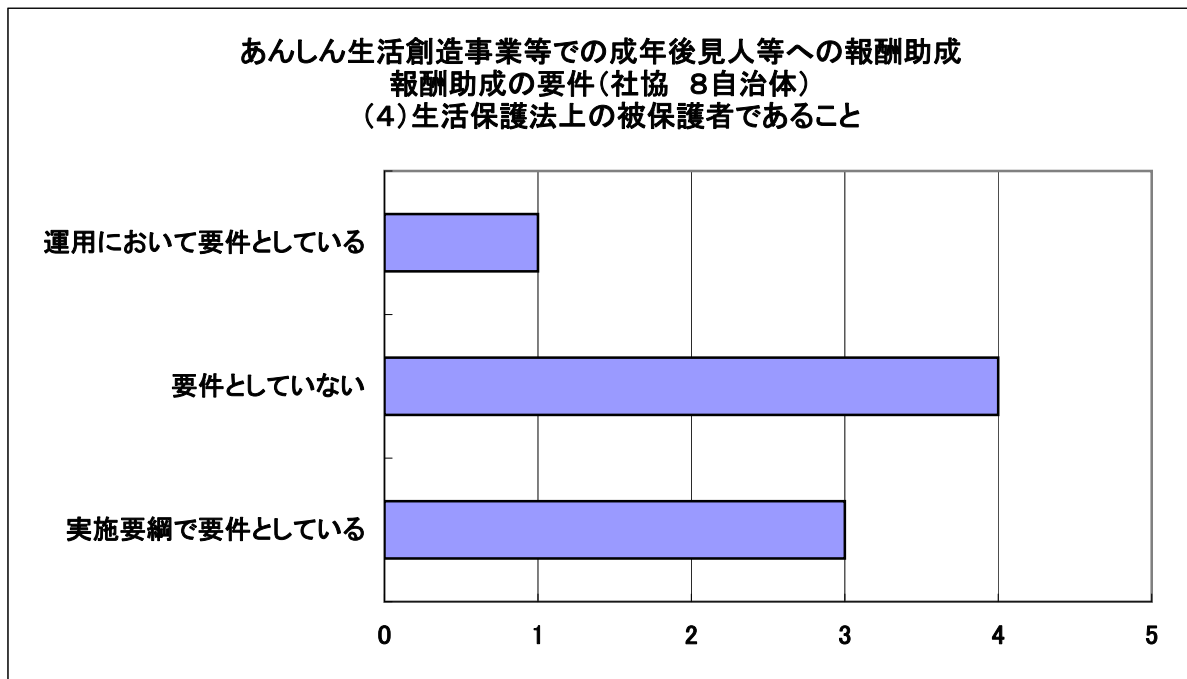
### 第1－3報酬助成の要件(2)



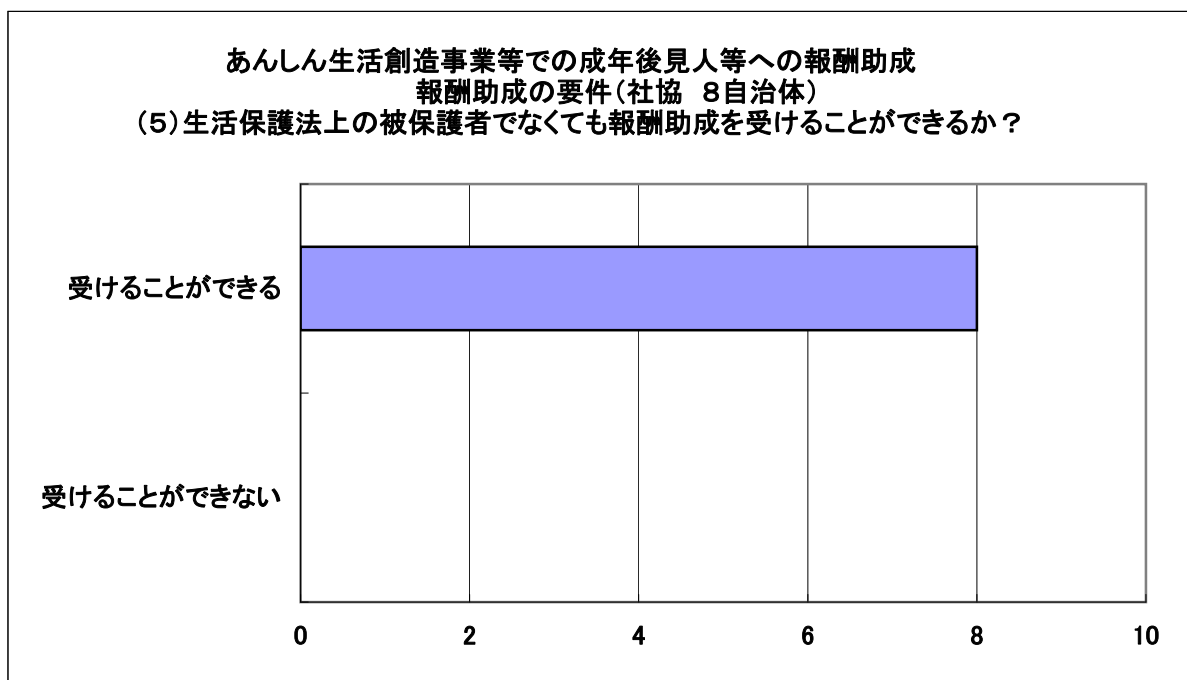
### 第1－3報酬助成の要件(3)



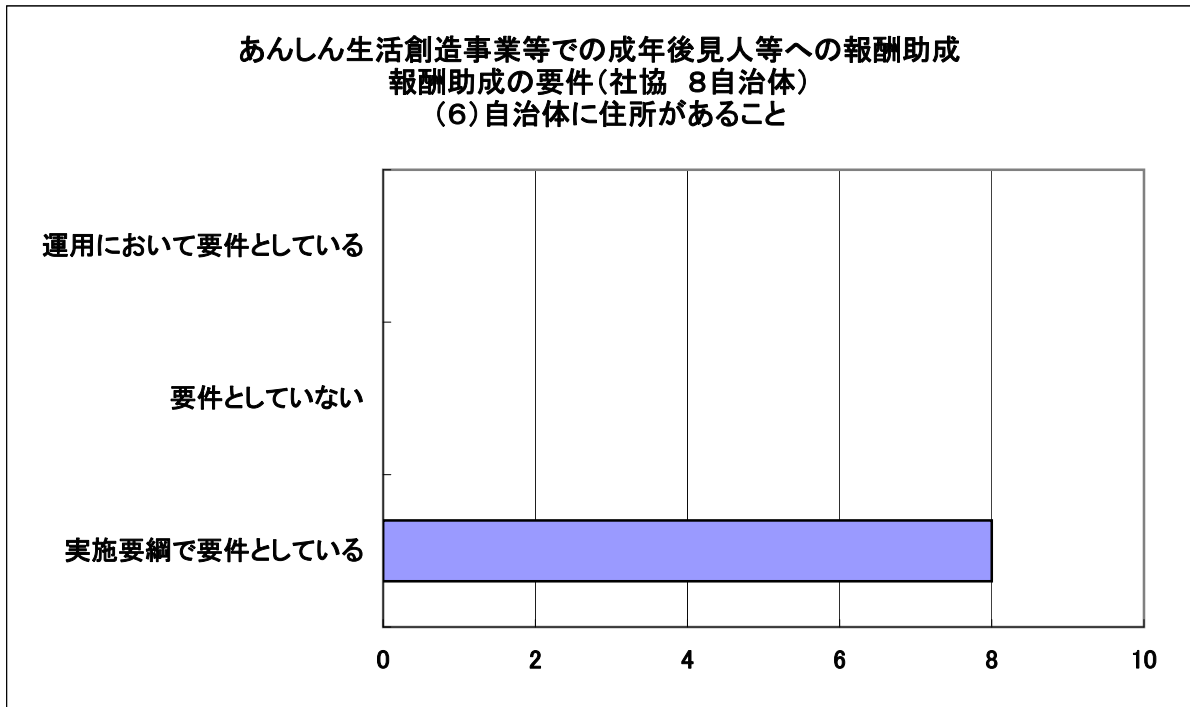
### 第1-3報酬助成の要件(4)



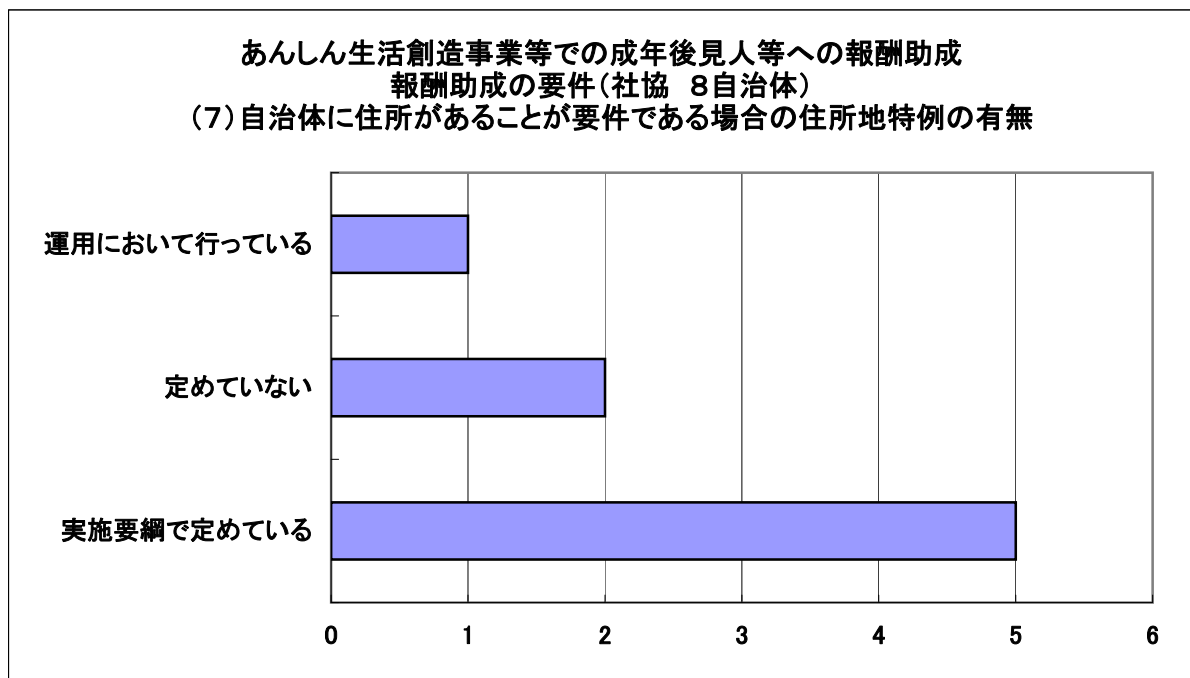
### 第1-3報酬助成の要件(5)



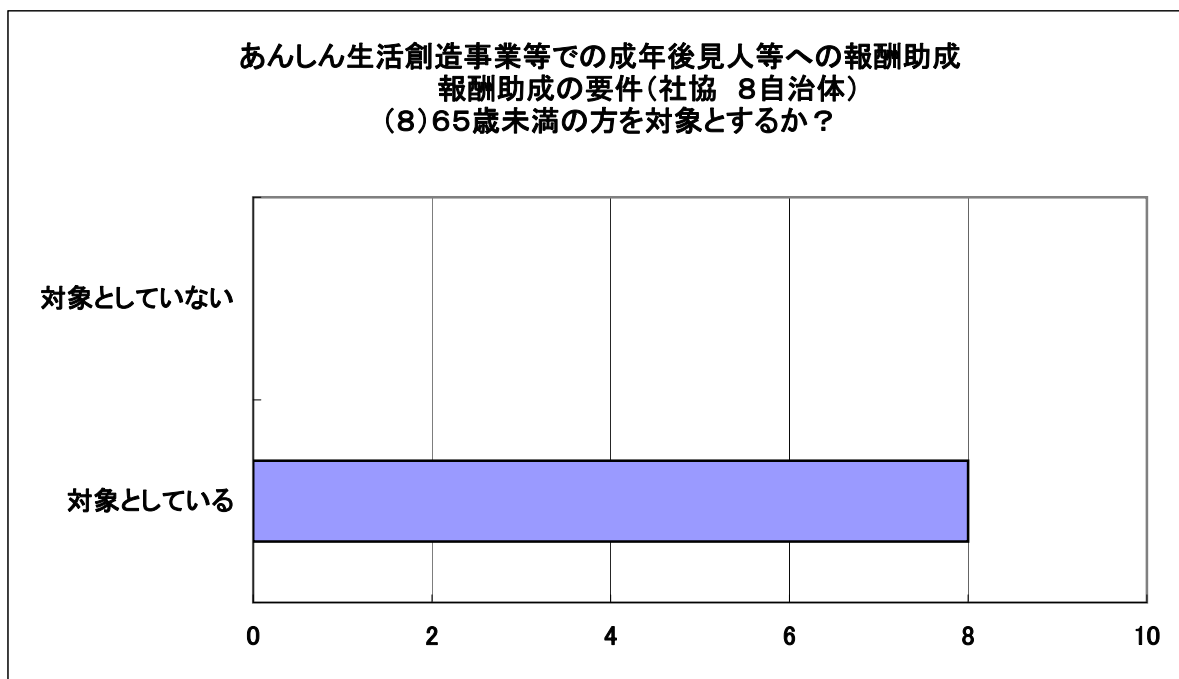
第1－3報酬助成の要件(6)



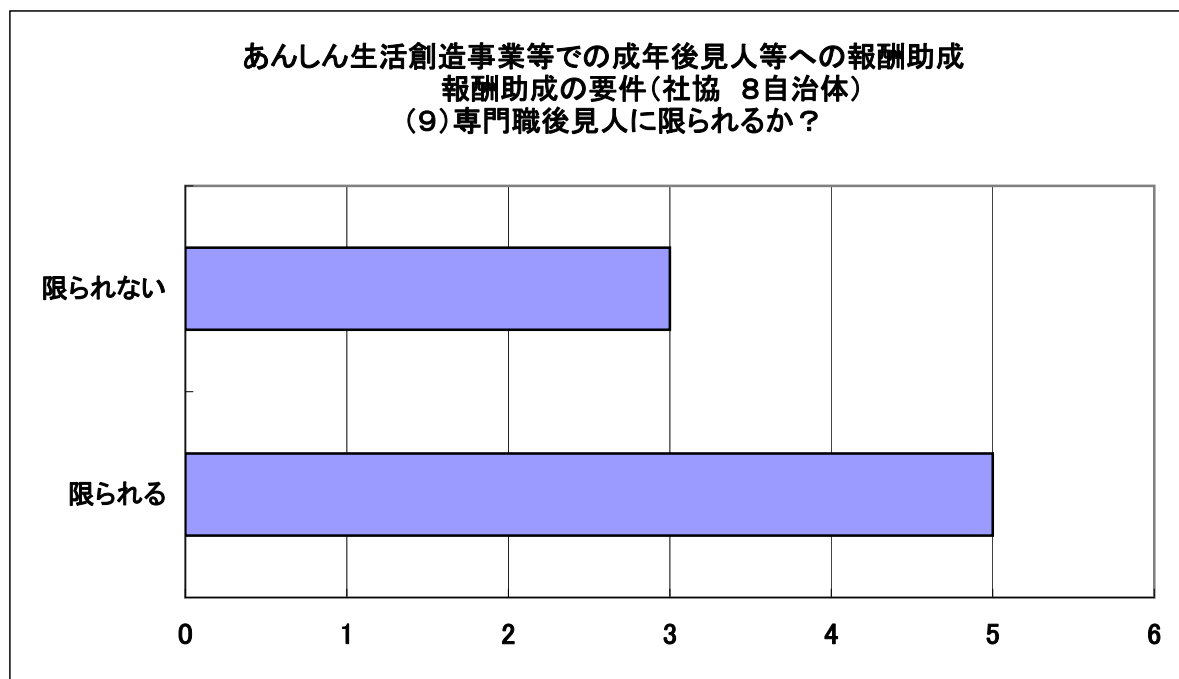
第1－3報酬助成の要件(7)



### 第1-3報酬助成の要件(8)

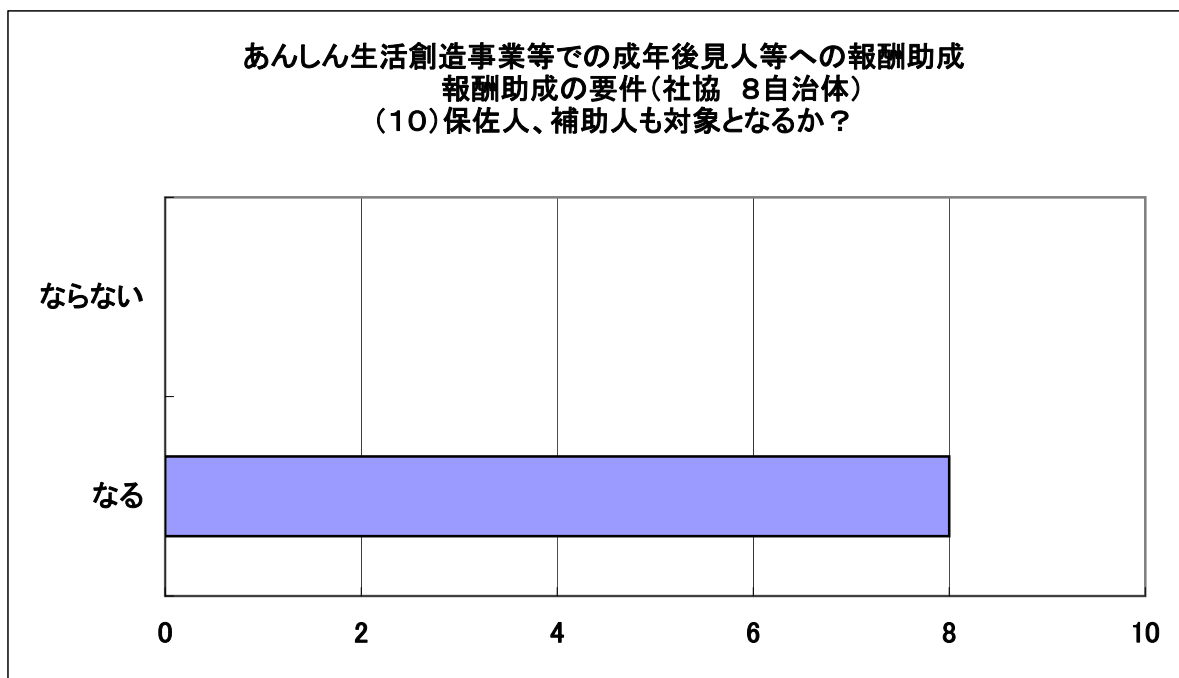


### 第1-3報酬助成の要件(9)

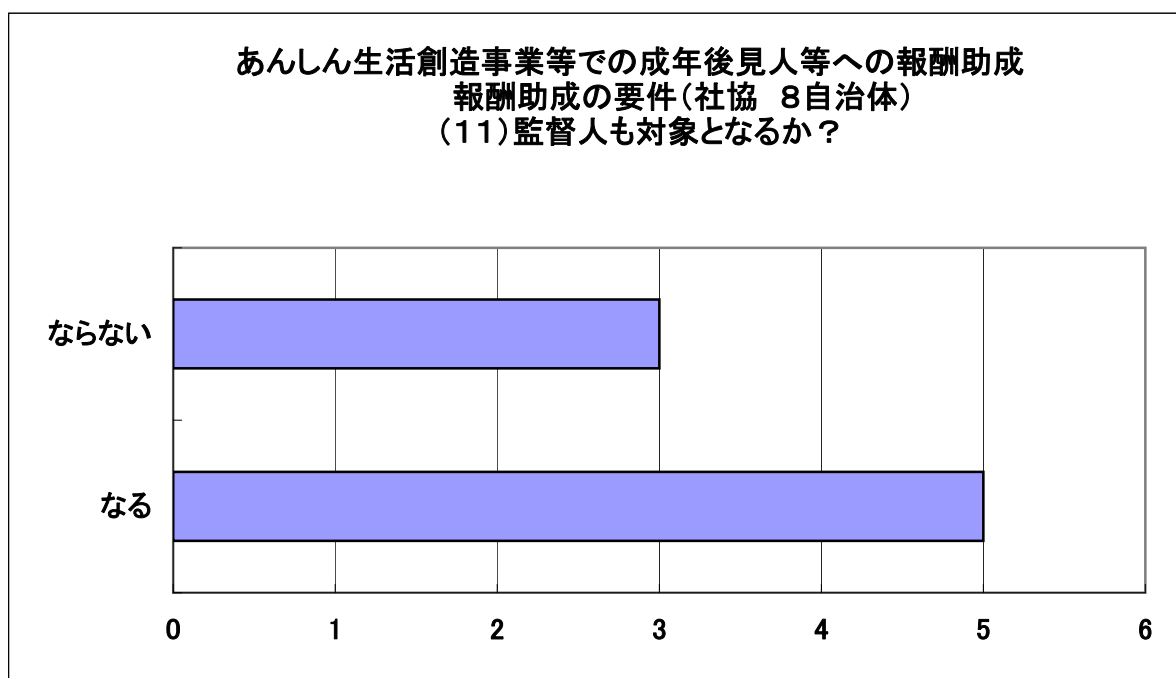




### 第1-3報酬助成の要件(10)



### 第1-3報酬助成の要件(11)

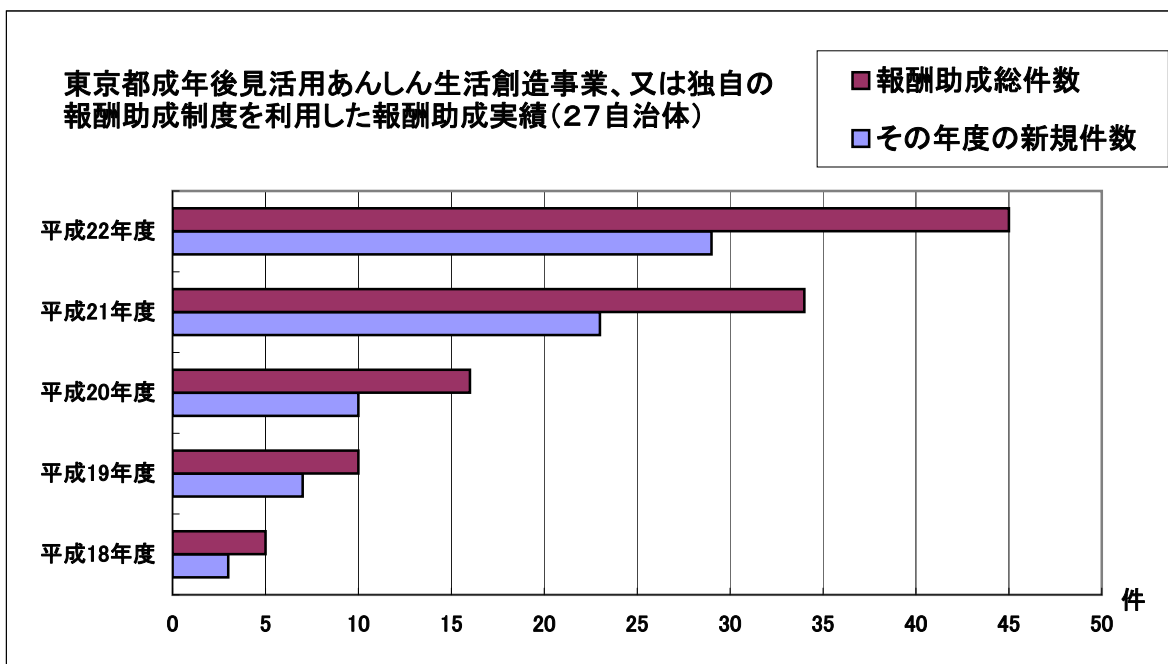


## <第2部「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等」(行政・社協合算)>

以下の集計は、行政及び社協の回答を自治体ごとに合算して集計した。

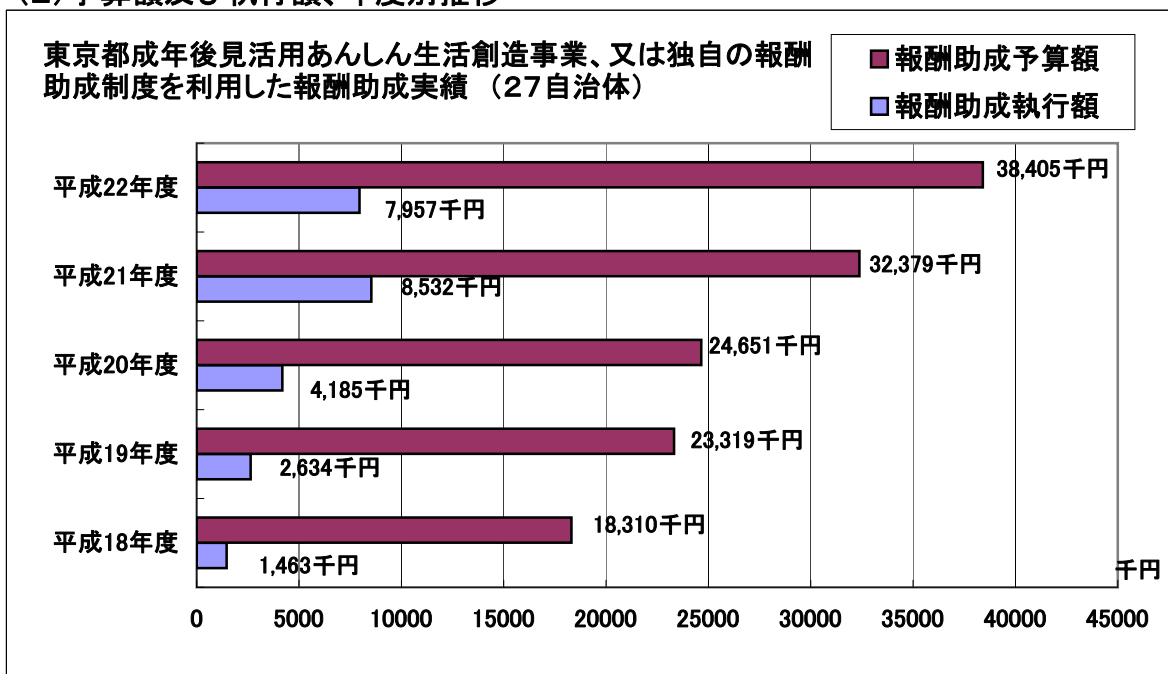
### 第1-4報酬助成の実績

#### (1) 報酬助成総件数及び新規件数



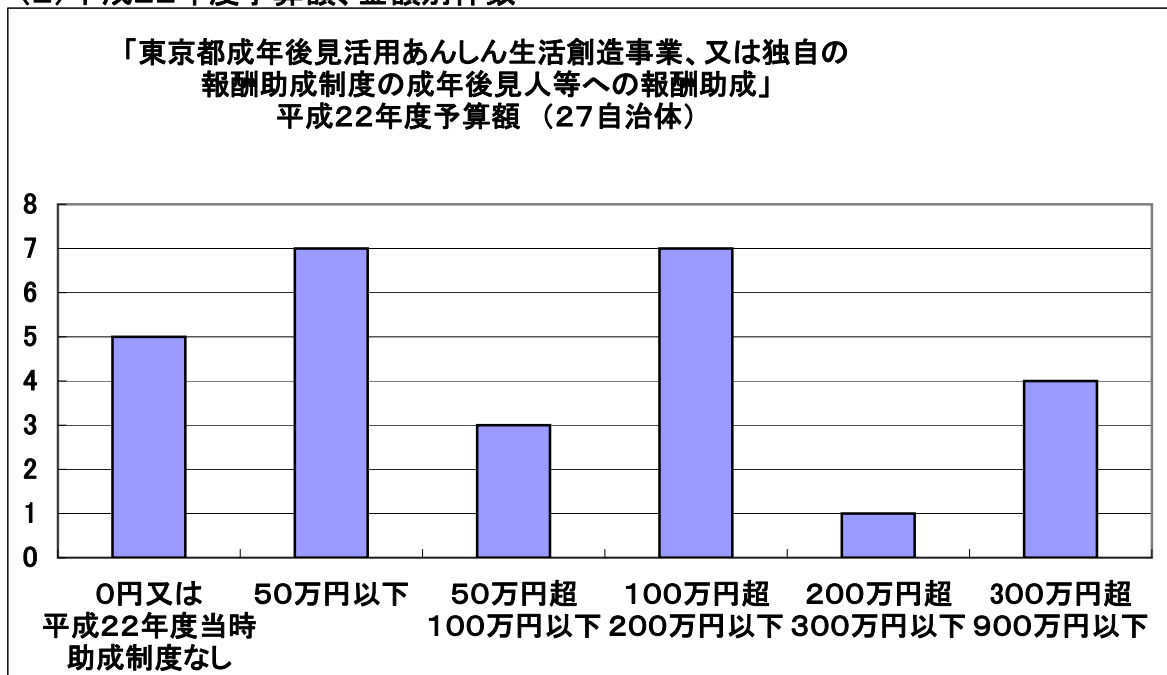
### 第1-4報酬助成の実績

#### (2) 予算額及び執行額、年度別推移



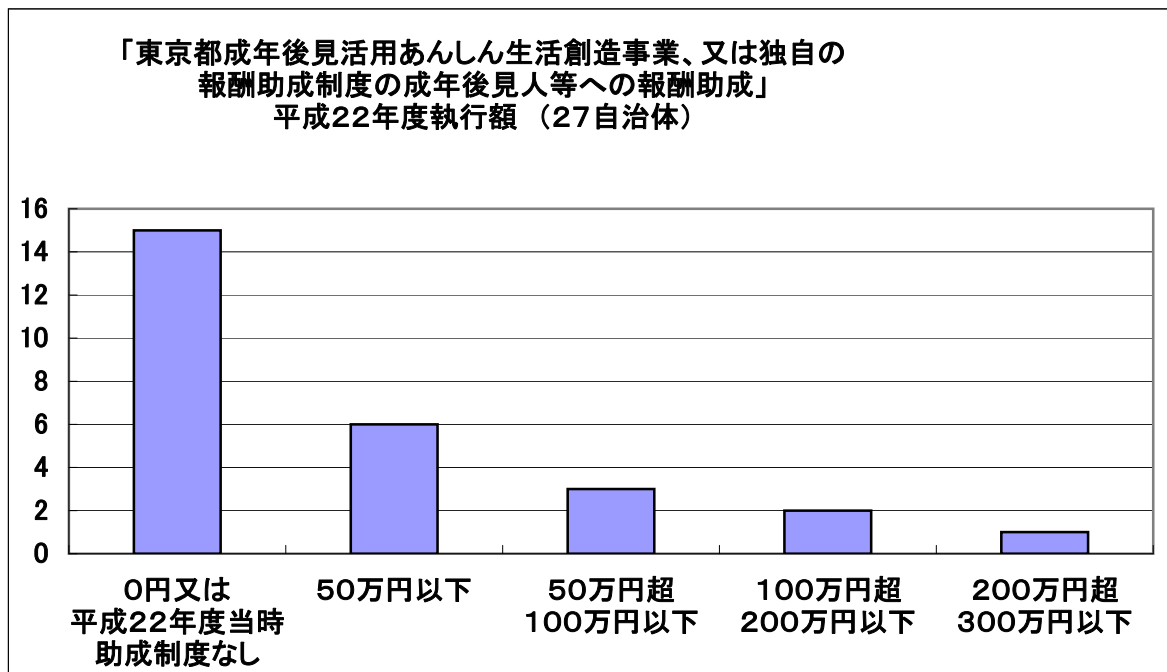
第1-4報酬助成の実績

(2)平成22年度予算額、金額別件数



第1-4報酬助成の実績

(2)平成22年度執行額、金額別件数

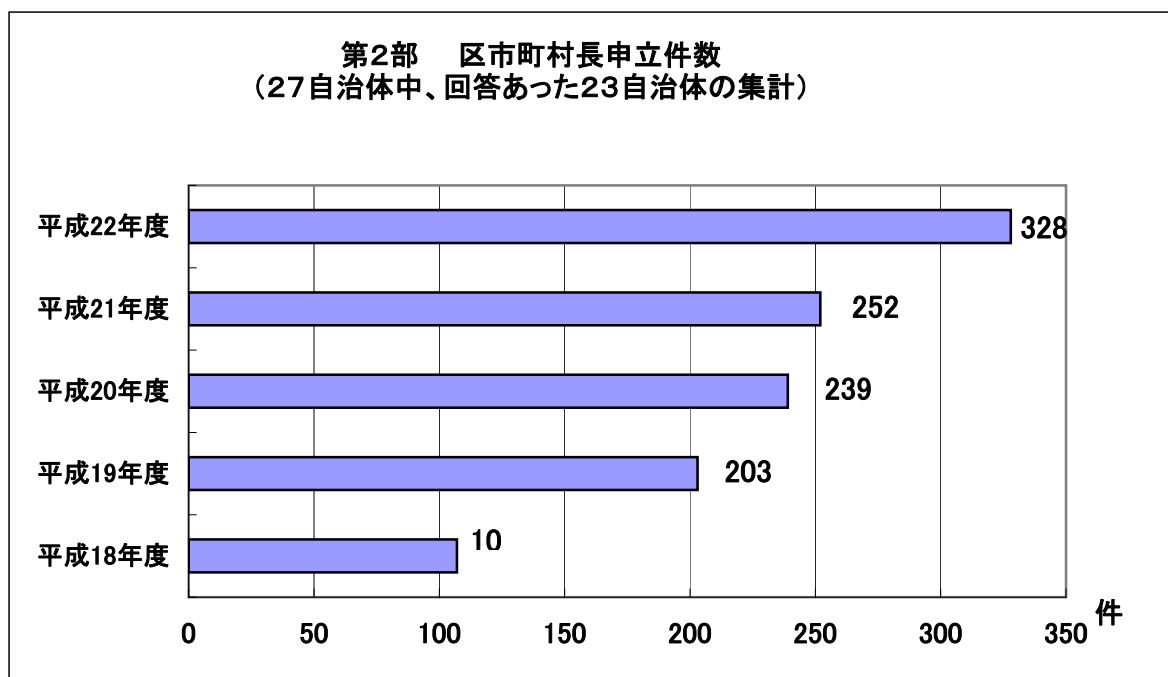


### 第1-4報酬助成の実績

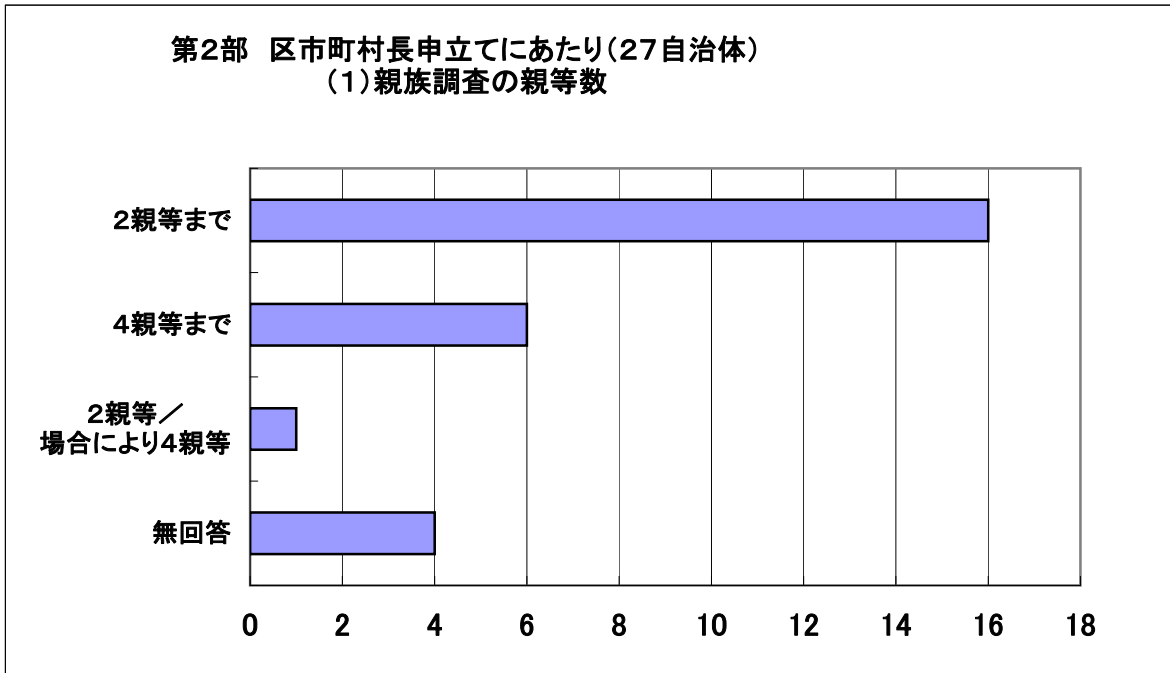
#### (3)平成22年度報酬助成平均額(1件当たりの月額)

	在宅の場合 (8自治体)	入所・入院中の場合 (10自治体)
平均額(円)	24,256	17,287
最小額(円)	20,000	10,000
最大額(円)	28,000	21,002

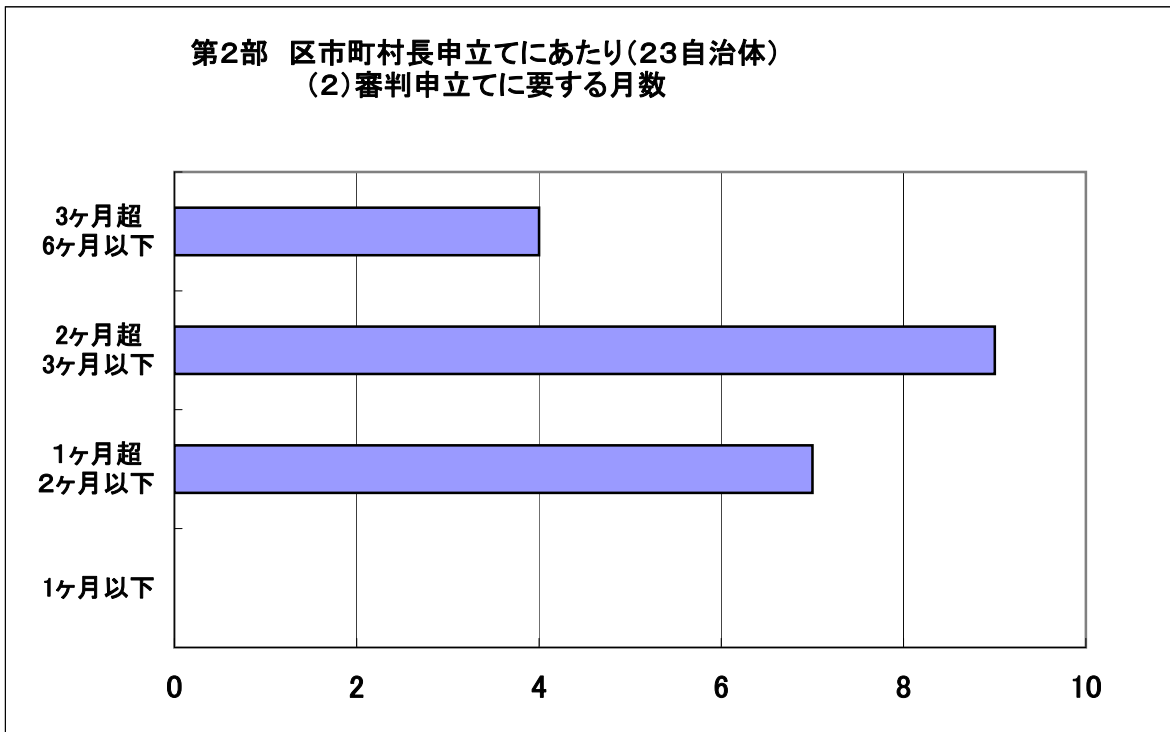
### 第2-1区市町村長申立の件数



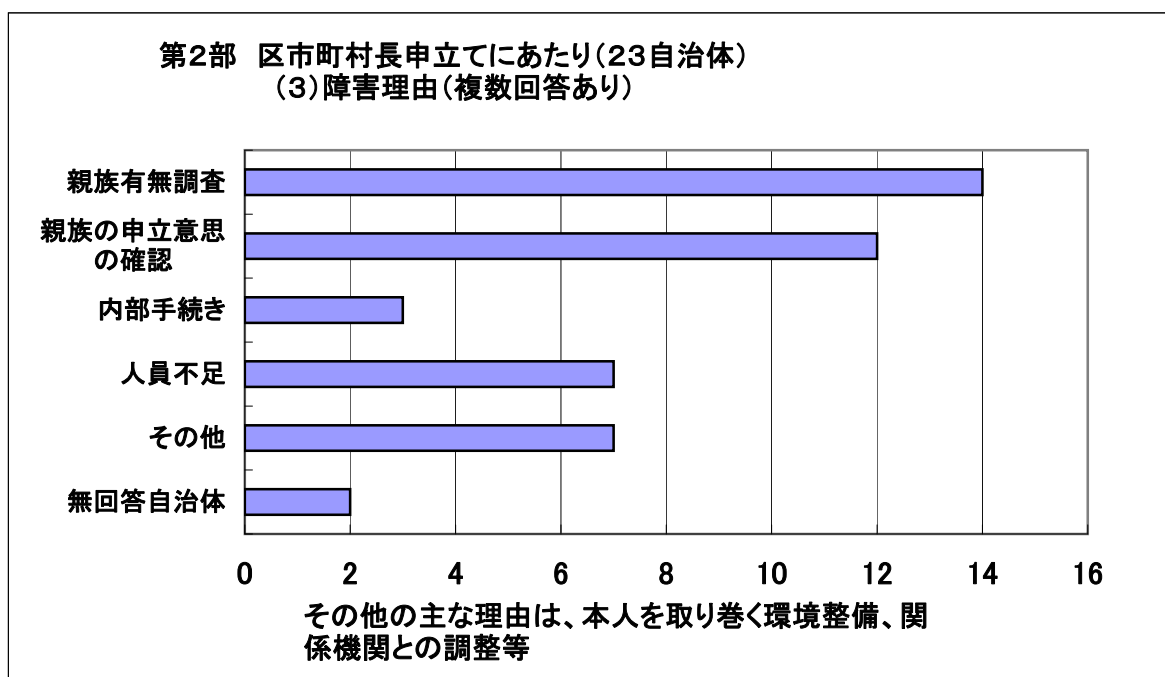
第2-2区市町村長申立てにあたり(1)



第2-2区市町村長申立てにあたり(2)



## 第2-2区市町村長申立てにあたり(3)



**第1部** 「成年後見制度利用支援事業の成年後見人等への報酬助成」に  
関連（含「区市町村長申立」「市民後見人」）する質問及び回答書

**第1 報酬助成についてお聞きします。**

**1 成年後見人等への報酬助成についての実施要綱を定めていますか？**

- ①  実施要綱を定めている。（理由 ）
- ②  実施要綱を定めていない。（理由 ）
- ③  定めていないが、助成をしている。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載してください。（ ）

**2 報酬助成の要件についてお聞きします。**

（以下は報酬助成をしている自治体のみ、お答えください。）

**（1）区市町村長申立てを報酬助成の要件としていますか？**

- ①  実施要綱で要件としている。（理由 ）
- ②  運用において要件としている。（理由 ）
- ③  要件としていない。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載してください。（ ）

**（2）平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡**

**【資料1】をご存知ですか？**

- ①  知っており、区市町村長申立に限定しない内容の実施要綱等を策定、または改訂した。  
（理由 ）
- ②  知っているが、実施要綱の改訂は出来ていない。（理由 ）
- ③  知らなかった。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。（ ）

**（3）平成20年10月24日付厚生労働省老健局計画課長の事務連絡【資料2】をご存知ですか？**

- ①  知っており、区市町村長申立に限定しない内容の実施要綱等を策定、  
または改訂した。（理由 ）
- ②  知っているが、実施要項の改訂は出来ていない。（理由 ）
- ③  知らなかった。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。（ ）

**（4）生活保護法上の被保護者であることを報酬助成の要件としていますか？**

- ①  実施要綱で要件としている。（理由 ）





②  ならない。(理由 )  
その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )

### 3 報酬助成の実績についてお伺いします。

(以下は報酬助成をしている自治体のみ、お答えください。)

(1) 平成18年度から平成22年度までの報酬助成の【総件数】【その年度の新規案件数】を教えてください。

【総件数】

【その年度の新規案件数】

平成18年度 ( ) 件	平成18年度 ( ) 件
平成19年度 ( ) 件	平成19年度 ( ) 件
平成20年度 ( ) 件	平成20年度 ( ) 件
平成21年度 ( ) 件	平成21年度 ( ) 件
平成22年度 ( ) 件	平成22年度 ( ) 件

(2) 平成18年から平成22年までの報酬助成の【予算額】と【執行額】を教えてください。

【予算額】

【執行額】

平成18年度 ( ) 円	平成18年度 ( ) 円
平成19年度 ( ) 円	平成19年度 ( ) 円
平成20年度 ( ) 円	平成20年度 ( ) 円
平成21年度 ( ) 円	平成21年度 ( ) 円
平成22年度 ( ) 円	平成22年度 ( ) 円

(3) 平成22年における、一件当たりの報酬助成の平均額を教えてください。

在宅の場合 金 ( ) 円 入所・入院中の場合 金 ( ) 円

上記の区分以外の方法で決めている等の場合、どのように規定しておられるか、教えてください。  
( )

### 4 経済的困窮者の成年後見制度の利用についてどのようにお考えですか？

- ①  困窮者は、成年後見制度を利用することは難しいと思う。
- ②  国がすべて費用を負担すべきである。
- ③  後見人が無報酬でやるしか仕方がないと思う。
- ④  その他のお考えがある場合、以下にどのようにお考えかを、お教えてください。( )
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )

5 御庁の成年後見制度利用支援事業の進展、充実と向上のため、どのような情報を得たいですか？具体的にお書きください。( )

## 第2 報酬助成に関連して、区市町村長申立てについてお聞きします。

1 御庁における、この5年間の区市町村長申立ての件数を教えてください。

平成18年度 ( ) 件      平成19年度 ( ) 件  
平成20年度 ( ) 件      平成21年度 ( ) 件  
平成22年度 ( ) 件

2 区市町村長申立てにあたり

(1) 親族の調査は何親等までしていますか？

①  2親等まで (理由 )

②  4親等まで (理由 )

その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )

(2) 対象者に対して、区市町村長申立ての必要性を認識し始めてから、家庭裁判所に対して審判申立てをするまでに、通常、どれくらいの日数を要していますか？

( 1 2 3 4 5 6  ( ) か月ぐらい ) を要する。)

(3) より短期間で区市町村長申立てをするために、障害となる理由は何ですか？

①  親族の有無の調査に時間がかかる。

(平均して 1 2 3  ( ) か月・日ぐらい ) かかる。)

②  親族の申立て意思の確認に時間がかかる。

(平均して 1 2 3  ( ) か月・日ぐらい ) かかる。)

③  内部(部署間など)の手続きに時間がかかる。

④  人員が足りない。

⑤  以下の理由による。( )

3 御庁の区市町村長申立て手続きの改善・向上のため、どのような情報を

得たいですか？具体的にお書きください。

## 第3 最後に、市民後見人についてお聞きします。

1 市民後見人の研修による養成事業を実施していますか？または実施する予定はありますか？(資料等ありましたら、ご提供をお願い致します。)

①  はい (  予定がある     すでに養成している )

- i いつから ( )
- ii 市民後見人関連事業の予算額 ( )
- iii 講師は誰に依頼していますか？また依頼する予定ですか？複数の立場にある人の場合は、主にどの立場の人として講師を依頼するのかわせてお答え下さい。(複数回答可)

学者  家庭裁判所関係者  司法書士  弁護士  社会福祉士  介護福祉士  ケアマネージャー  社協職員  地域包括支援センター職員  行政職員

その他 ( )

- iv 養成した市民後見人が活動した実績がありますか？

ある (延人数 )  ない

- v 市民後見人が後見業務を行なう際、その監督体制はどのようにし(てい)ますか？

②  いいえ (理由 )

その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。 ( )

- 2 市民後見人に関する事業を実施するにあたり、どのような情報を得たいですか？具体的にお書きください。 ( )

質問の内容にかかわらず、ご意見がありましたら、自由に記載してください。

## 第2部 「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等の成年後見人等への報酬助成」に関連（含「区市町村長申立」）する質問及び回答書

### 第1 報酬助成についてお聞きします。

#### 1 成年後見人等への報酬助成制度についてお聞きします。

- ①  成年後見活用あんしん生活創造事業で行っている。（理由 ）
  - ②  独自の報酬助成制度で行っている。（理由 ）
  - ③  報酬助成制度はない。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載してください。（ ）

#### 2 成年後見人等への報酬助成についての実施要綱を定めていますか？

- ①  実施要綱を定めている。（理由 ）
  - ②  実施要綱を定めていない。（理由 ）
  - ③  定めていないが、助成をしている。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載してください。（ ）

#### 3 報酬助成の要件についてお聞きします。

（以下は報酬助成をしている自治体のみ、お答えください。）

##### （1）区市町村長申立てを報酬助成の要件としていますか？

- ①  実施要綱で要件としている。（理由 ）
  - ②  運用において要件としている。（理由 ）
  - ③  要件としていない。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載してください。（ ）

##### （2）平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡【資料1】をご存知ですか？

- ①  知っており、区市町村長申立に限定しない内容の実施要綱等を策定、または改訂した。（理由 ）
  - ②  知っているが、実施要綱の改訂は出来ていない。（理由 ）
  - ③  知らなかった。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。（ ）

##### （3）平成20年10月24日付厚生労働省老健局計画課長の事務連絡【資料2】をご存知ですか？

- ①  知っており、区市町村長申立に限定しない内容の実施要綱等を策定、または改訂した。（理由 ）
  - ②  知っているが、実施要項の改訂は出来ていない。（理由 ）
  - ③  知らなかった。（理由 ）
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。（ ）

- (4) 生活保護法上の被保護者であることを報酬助成の要件としていますか？
- ①  実施要綱で要件としている。(理由 )  
 その場合の要綱での要件の規程は、どのように定めていますか。「 」
- ②  要件としていない。(理由 )
- ③  運用において要件としている。(理由 )  
 その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )
- (5) 生活保護法上の被保護者でなくても、報酬助成を受けることができますか？
- ①  受けることができない。(理由 )
- ②  受けることができる。(理由 )  
 その場合の要綱での要件の規程は、どのように定めていますか。「 」
- その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )
- (6) 自治体に住所があることを報酬助成の要件としていますか？
- ①  実施要綱で要件としている。(理由 )  
 その場合の要綱での要件の規程は、どのように定めていますか。「 」
- ②  要件としていない。(理由 )
- ③  運用において要件としている。(理由 )  
 その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )
- (7) 社会保険制度においては、住所地以外に所在する介護保険施設等に入所する場合、住所移転前の区市町村が引き続き保険者となる特例があります。  
 報酬助成において、自治体に住所があることを要件としている場合、前記特例に類似する特例措置はありますか？
- ①  実施要綱で定めている。(理由 )  
 その場合の要綱での特例の規程は、どのように定めていますか。「 」
- ②  定めていない。(理由 )
- ③  運用において行っている。(理由 )  
 その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )
- (8) 高齢者のご担当にお聞きします。老人福祉法では、原則として65歳以上の方を対象としていますが、御庁では65歳未満の方を申立て及び報酬助成の対象としていますか？
- ①  対象としている。(理由 )
- ②  対象としていない。(理由 )  
 その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )
- (9) 報酬助成をする場合のその成年後見人等は専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士)に限られますか？
- ①  限られる。(理由 )
- ②  限られない。(理由 )  
 その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )
- (10) 保佐人、補助人の場合も報酬助成の対象となりますか？
- ①  なる。(理由 )
- ②  ならない。(理由 )  
 その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )
- (11) 監督人の場合も報酬助成の対象となりますか？
- ①  なる。(理由 )

- ②  ならない。(理由 )  
その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。( )

#### 4 報酬助成の実績についてお伺いします。

(以下は報酬助成をしている自治体のみ、お答えください。)

- (1) 平成18年度から平成22年度までの報酬助成の【総件数】【その年度の新規案件数】を教えてください。

**【総件数】**

**【その年度の新規案件数】**

平成18年度 ( ) 件	平成18年度 ( ) 件
平成19年度 ( ) 件	平成19年度 ( ) 件
平成20年度 ( ) 件	平成20年度 ( ) 件
平成21年度 ( ) 件	平成21年度 ( ) 件
平成22年度 ( ) 件	平成22年度 ( ) 件

- (2) 平成18年から平成22年までの報酬助成の【予算額】と【執行額】を教えてください。

**【予算額】**

**【執行額】**

平成18年度 ( ) 円	平成18年度 ( ) 円
平成19年度 ( ) 円	平成19年度 ( ) 円
平成20年度 ( ) 円	平成20年度 ( ) 円
平成21年度 ( ) 円	平成21年度 ( ) 円
平成22年度 ( ) 円	平成22年度 ( ) 円

- (3) 平成22年における、一件当たりの報酬助成の平均額を教えてください。

在宅の場合 金 ( ) 円

入所・入院中の場合 金 ( ) 円

上記の区分以外の方法で決めている等の場合、どのように規定しておられるか、教えてください。( )

## 第2 報酬助成に関連して、区市町村長申立てについてお聞きします。

- 1 御庁における、この5年間の区市町村長申立の件数を教えてください。

平成18年度 ( ) 件
平成19年度 ( ) 件
平成20年度 ( ) 件
平成21年度 ( ) 件
平成22年度 ( ) 件

## 2 区市町村長申立てにあたり

(1) 親族の調査は何親等までしていますか？

①  2親等まで (理由 )

②  4親等まで (理由 )

その他、ご意見等がありましたら、自由に記載して下さい。 ( )

(2) 対象者に対して、区市町村長申立ての必要性を認識し始めてから、家庭裁判所に対して審判申立てをするまでに、通常、どれくらいの日数を要していますか？

( 【1 2 3 4 5 6  ( ) か月ぐらい】を要する。)

(3) より短期間で区市町村長申立てをするために、障害となる理由は何ですか？

①  親族の有無の調査に時間がかかる。

(平均して【 1 2 3  ( ) か月・日ぐらい】かかる。)

②  親族の申立て意思の確認に時間がかかる。

(平均して【 1 2 3  ( ) か月・日ぐらい】かかる。)

③  内部(部署間など)の手続きに時間がかかる。

④  人員が足りない。

⑤  以下の理由による。 ( )

## 3 御庁の区市町村長申立て手続きの改善・向上のため、どのような情報を得たいですか？具体的にお書きください。 ( )

質問の内容にかかわらず、ご意見がありましたら、自由に記載してください。

事 務 連 絡  
平成20年 3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改	次のいずれにも該当する者
正	(ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
前	(イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者
改	(ウ) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
正	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者
後	であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者



## 2 市町村長による後見等の開始の審判請求

- (1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。
- (2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようをお願いしたい。

## 3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係 大城、佐々木 TEL:03-5253-1111 (内線3149) FAX:03-3591-8914 E-mail:sasaki-takayuki@mhlw.go.jp
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務連絡

平成20年10月24日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局計画課長

## 成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

厚生労働省老健局計画課

予算係長 前田（3924）

予算係 田本（3925）

代表：03-5253-1111

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
  - ・ 登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
  - (1) パンフレットの作成・配布
    - ・ 印刷製本費、役務費、委託料等
  - (2) 説明会・相談会の開催
    - ・ 諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。